

予算特別委員会

3月9日（火）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第13号 平成22年度嵐山町一般会計予算議定について」の
審査につ

いて

2 「議案第14号 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定
について」

の審査について

3 「議案第15号 平成22年度嵐山町老人保健特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

4 「議案第16号 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議
定につい

て」の審査について

5 「議案第17号 平成22年度嵐山町介護保険特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

6 「議案第18号 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について」

の審査について

7 「議案第19号 平成22年度嵐山町水道事業会計予算議定について」
の審査

について

○出席委員（12名）

1番 畠山美幸委員

2番 青柳賢治委員

3番 金丸友章委員

4番 長島邦夫委員

5番 吉場道雄委員

6番 柳勝次委員

7番 川口浩史委員

8番 清水正之委員

9番 安藤欣男委員

10番 松本美子委員

11番 渋谷登美子委員

12番 河井勝久委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

藤 野 幹 男 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 査	菅 原 広 子

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次	副 町 長
井 上 裕 美	政策経営課長
伊 藤 恵 一 郎	政策経営課政策経営担当
岩 澤 浩 子	健康福祉課長
杉 田 哲 男	健康福祉課社会福祉担当副課長
山 岸 堅 護	健康福祉課高齢福祉担当副課長
簾 藤 賢 治	健康福祉課健康管理担当副課長
田 島 雄 一	環 境 課 長
強 瀬 明 良	環境課環境政策担当副課長

水	島	晴	夫	産業振興課長
大	沢	雄	二	産業振興課産業振興担当副課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	都市整備課長
内	田	孝	好	都市整備課管理担当副課長
根	岸	寿	一	都市整備課建設担当副課長
新	井	益	男	都市整備課区画整理担当副課長
小	澤		博	上下水道課長
山	下	正	幸	上下水道課下水道担当副課長
加	藤	信	幸	教 育 長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局長
				産業振興課長兼務

◎開議の宣告

○河井勝久委員長 皆さん、おはようございます。ただいま出席委員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開

きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○河井勝久委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第書は、お手元に配付しておりましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第13号の質疑

○河井勝久委員長 第13号議案 平成22年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に町民課に関する部分までの質疑が終了いたしております。本日は、健康福祉課に関する部分の質疑から行います。

それでは、どうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 おはようございます。

それでは、103ページ、障害者の相談支援事業、こちらのほうは県のほうからの支出金によって専門職を配置しと書かれています。今までの予算書の中でも初めての委託料になるのかなと思いますけれども、内容等を教

えていただきたいと思います。

それから、107 ページなのですけれども、支援センターの2カ所への200万ずつあったものが今年は取り消されております。そして、その上にある地域包括支援センターの、高齢者が増加する中であって、前年比で予算がちょっと減額になっているのです。主に職員さんの時間外勤務手当などが、去年は244万ほど計上されておりますけれども、72万5,000円になっております。その辺の予算が減額になっていることは、どういうことから72万5,000円というものになってきているか。私なりには、増加している中で減るというのはちょっと心配なところがあるので、その点。2点で結構ですから、お尋ねいたします。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長、答弁をお願いします。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、最初に103ページの新たに始めました障害者相談支援委託料について、この内容ということでございますけれども、事業概要のほうにも書かせていただきましたけれども、これまで障害者の関係につきましては、窓口ですとか、電話等での相談につきましてはもちろん対応してきたわけですが、全体の700人ほど3医療ではありまして、そういった細かい相談や何かが応じられてこなかったというふうな現状がございます。そういった中で、専門の社会福祉士の職員を社協を通じての委託というふうな形になっておりますけれども、この方に該当者の方に回っていただいて、どんな相談ですとか困り事や何かがあるかどうかというのを

洗い出しというか、探っていただきまして、サービスにつなげていくとかというふうな形で始めさせていただいております。

それで、昨年の 10 月からございまして、最初はそういった方々の洗い出しをまず 1 カ月ほど行いまして、実際には 11 月から訪問のほうを開始させていただきました。現在、訪問できたのは 37 件ほどなのですが、実際には窓口ですとか、電話や何かの相談等も応じております。こんな形で始めさせていただいております。

それから、107 ページですけれども、107 ページの在宅介護支援センターの廃止なのですが、これにつきましては、らんざん苑のほうが平成 9 年から、そして嵐山病院のほうのおおむらさきのほうが平成 11 年から町のほうへ委託をいたしまして始めたところなのですが、始めた当初は本当に在宅の介護サービスが定着しないような時期で、在宅介護支援センターの役目というのが大変大きな役割を占めてきたわけなのですが、大きく変わったのが、平成 18 年に、議員さんもお話ございましたけれども、包括支援センターのほうができまして、大分こちらのほうに事業のほうが移管になってきたというふうな経緯がございます。

ただ、そのところで一たん廃止をしてしまうのでは、今までの経緯もございまして、様子を見てきたわけでございますけれども、相談件数につきましては 300 件前後年間を通してあったものが、最近は数十件というふうな形になってまいりまして、もう大分包括のほうに移動したのではないかという

ことで、ここで廃止をさせていただくものでございます。

それから、地域包括支援センターの減額の内容でございますけれども、時間外というふうなお話がございましたが、時間外につきましては昨年は42万5,000円ということでふやしてございます。216万7,000円の理由なのですけれども、認定調査の臨時職員の賃金を当初ここに計上してございまして、それが300万円からあったのですけれども、これを介護保険の特別会計のほうに移行させていただきまして減額というのが生じてございます。ですから、地域包括支援センターそのものの事業費が減額になったということではございません。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、相談支援料のほうは社会福祉協議会のほうの委託ということで、これは1人が担当していくような形。ただ、専門でも1人というような形でいくというような形になるのか。それ1つだけ。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 専門員としては1名の方をお願いをしておりますけれども、ケースによっては担当職員が同行するというふうな形で進めてまいりたいというふうに思っております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 2点ほどお聞きをします。

最初に、123 ページの乳幼児健診の事業についてなのですが、下の母子保健事業についても関連するのですが、まず最初に乳幼児のほうからお聞きしますと、報償費ということが出ていますが、このお金とかは医師だとか相談員に支払うものだというふうに思うのですが、内容を少しお聞きしたいと思います。対象者なのなのですが、全員毎回受けているのかどうか、実情をお聞きしたいと思います。

それと、最近乳幼児、児童の虐待に関するところで、健診における発見率が多いという話を聞くのですが、いかがに取り組んでいるかちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それと、121 ページのがん検診等の事業についてなのですが、これは 35 ページの移管なのですが、衛生費の国庫補助が 83 万 7,000 円ついていますね。その金額に見合うものががん検診のところに 100 万ぐらいプラスになっているというふうに思うのですが、女性特有のがん検診ということで補助になっているのが主だと思うのですが、そのほかに他の検診でも何か影響というか、プラスになっているようなものがあるのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 まず、123 ページの乳幼児健診の報償費の関係でございますけれども、委員さんのお話にもございましたとおり、下の委

託料のところにもありますが、いろんな健診を行っていく中での医師ですとか保健師、栄養士、看護師、そのほか補助士だとかというような方を雇い上げての事業を行っておりまして、そういったものの費用でございます。

それから、その下の母子保健事業の対象者ということでございますけれども、毎回全員受けているかというご質問でしたけれども、いろんな体調の状況ですとか、転入・転出の関係、こういったこともありますので、毎回きっちとした時期に全員の方が受けていないというのが現状だというふうに思っております。

それから、虐待の発見率ということですが、子供さんを健診をする際に、あざがないかとか、栄養の面ですとか、そういった形の注意を払っているわけですが、特にこちらの増進センター事業の中での虐待というのは、大きいものというか、そういうあざがあるとかというふうな形のものは発見されてはおりません。

ただ、栄養不良ですとか、お母さん、お父さんの育児に対する問題とかという形でのちょっと問題のある家庭というのはあるかと思っておりますので、そういった方につきましては継続的なかわりを持っていくというふうな形で対応しております。

それから、121 ページのがん検診の歳入の関係でございますけれども、国庫支出金の 83 万 7,000 円につきましては、ただいまお話がございましたとおり、女性特有のがんの検診推進事業の補助金でございます。そのほ

かその下の県支出金の5万5,000円、これにつきましては健康増進事業費補助金ということで、補助金内容は43ページのほうにございますけれども、健康増進事業費補助金ということで、事業内容としましては、健康手帳の作成費ですとか、保健教育費、それから保健相談費ですとか健康診断費、こういったものに充てております。こういったものがあっております。

以上です。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 では、ちょっと再質問させていただきます。

最初に答弁いただいたほうからお聞きしますが、123ページのほうですね。子供さんの体の都合、ぐあいが悪いだとか、いろいろな理由でお休みになる方もいるかと思うのですが、その後、ここにも書いてありますけれども、訪問等も実施する経費ということで載っておりますので、多少そのようなこともなさっているのかなというふうに思うのですが、その点をちょっとお聞きするのと、栄養不良だとか、そういうことであれば注意して済むと思うのですが、来られない原因の中に連れてこられないと、見られたら困るというようなこともあってとすると大変なことなので、訪問というのもできる限りやっただくほうがいいかなというふうに思うのですが、ちょっとお考えをお聞きしたいというふうに思います。

それと、121ページのがん検診のほうなのですが、今説明のとおり女性の特有のがんの検診でプラスになっていると思うのですが、ほかのと

ころの違う検診のところにもプラスになっているか、がん検診はがん検診だけれども、女性特有だけではなくてほかのところにも充実してきたのかなというふうにちょっと思ったものですからお聞きしたわけなのですけれども。2点ほどお願いします。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、健診の関係でございますけれども、健診が受けられなかった方への対応ということでございますけれども、電話で確認をしたりとか、あとは訪問をしたり、そういった形でどういう理由で受けられなかったというのは確認をしております。

それから、121 ページのがん検診の関係ですけれども、昨年大変がん検診を受ける方がふえまして、検診日のほうをふやしたいというふうな意向があったわけですけれども、その関係で、住民検診については4日間行っていたものを1日ふやしまして5日間というふうに予算を組ませていただきました。それから、女性のほうの乳がんですとか子宮頸がんのほうも、2.5 日だったのですけれども、それを3日間というふうにふやさせていただきました。

以上です。

○長島邦夫委員 ありがとうございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

金丸委員。

○金丸友章委員 何点かお聞きいたします。

まず、19 ページになります。社会福祉協議会の補助金.....

〔「19 ページですか」と言う人あり〕

○金丸友章委員 19 ページ。失礼しました。ページを間違えました。申しわけありません。後で。

2点目に、これは内容をお伺いするということでお許しいただきたいのですけれども、101 ページ、福祉タクシーの利用券の取り扱い手数料、それから同じく障害者生活支援事業の中での生活サポート事業費の補助金等、これにつきましてお伺いをしたいと思います。内容につきましてお伺いいたします。

それから、103 ページになりますが、先ほど青柳委員からも質問がありました障害者相談支援事業でございますけれども、こちらのほうの原資が県からの補助ということで、ふるさと雇用再生基金、これは担当としたら産業振興課になっておるのですけれども、その中の事業の中の障害者相談支援事業ということで、これが健康福祉課のほうの事業として回っておるのではないかと思うのですけれども。そういう意味で、これが新規に打ち上げてこれから継続的にされるものなのか、また期限の限定がありまして、ふるさと雇用再生基金という中でありますので、先ほど言いました障害者に対する生活支援の専門家を配置するというものが、これから恒常的に、継続的にされる事業であるのかというところを確認をしておきたいと思います。

〔「社協は 99 ページでした」と言う人あり〕

○金丸友章委員 すみません。ちょっと助けがありました。99 ページの社会福祉協議会の補助金です。これが減額になっております。63 万ほどの減額、その理由についてお尋ねをいたします。

それから、103 ページに戻っていただきまして、先ほども質問がありました在宅介護支援センターの中止でございますけれども、昨年私もこのことについてご質問をいたしまして、確かに年々予算が少なくなっているということの中で、質問の中で 24 時間の相談体制というものをお聞きしておろうかと思いますが、この廃止によって 24 時間の体制、そのサービス、これも終了されたのか、ほかの部門でそれを補っておるのかということ、ここら辺を確認をさせていただきたいと思います。

次に、105 ページでございますが、老人デイサービス運営事業でございますが、利用者数と、それから状況も含めまして、そしてこの利用者に対しての負担等につきましてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、同じく 105 ページ、老人クラブの助成事業ですが、この事業の内容、これについてお伺いをしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、ページ数でいきますと、99 ページの社のほうからでよろしいでしょうか。社会福祉協議会の補助金の関係でございますけれども、63 万円ほど予算的に減額となっております。この理由

でございますけれども、1つには、ボランティアフェスティバルというのが毎年1度行われておるのですけれども、これが平成21年で10年目を迎えて、一応ここで休止をしようということで、6万円ほど補助しておりましたけれども、これを22年度から休止というふうな形で落としてございます。

それから、派遣職員分の給料ですとか手当の関係、この減額がおよそ59万円ほどでございます。この内容につきましては、人勧によるものと、地域手当の廃止になりますので、こういった関係で大幅に減額となっております。

それから、101ページの福祉タクシーの関係でございますけれども、福祉タクシーにつきましては、障害者の方の移動手段ということで、1年間に36枚つづりになっているのですけれども、初乗り料金の710円ですけれども、補助をするというふうな形で行っている事業でございます。現在利用者が、現在といいましても最近のものなのですけれども、129名ほどの利用者がございます。ただ、この予算につきましては、新規に手帳を取得する方もおりますので、プラス50人を加えさせていただきまして、予算化をさせていただきました。

それから、生活サポート事業ですけれども、こちらにつきましては、在宅の障害者ですとか、障害児の方の送迎等を行っている事業でございます。276名ほどの登録者がございます。一たん登録をいたしまして、利用するときに連絡をとって利用していくというふうなことでございまして、町内ですと、

社会福祉協議会と若葉さんのほうで行っている事業でございます。

それで、利用料が1回 950 円かかりまして、そのうちの 500 円を自己負担をしていただいて、残りの 450 円を町が補助するというふうな形をとってございます。それで、そのほかに運営費補助といたしまして、1回につき 1,900 円を事業所のほうに補助しております。利用者の方につきましては一応制限がございまして、年間 150 時間が限度というふうな形で行っております。

それから、103 ページの障害者相談支援事業、こちらについての今後の事業の継続というふうなことでございますけれども、ふるさと雇用再生基金の市町村事業費補助金というのが 10 分の 10 で入っておりまして、これが平成 21 年から 23 年度まで、今の予定ですと 23 年度まで継続するというふうに言われてございます。それにつきましては、目いっぱいいただいて事業のほうを展開していきたいというふうに思っております。

その後につきましては、国もこういった事業を推進したいというふうな考えがございましたので、この事業を先駆けて行ったわけですので、何らかの補助というものがあれば、それを活用してまいりたいというふうに考えておりますけれども、担当とすれば、できれば今後も一定の効果が出れば継続して行っていきたいというふうに思っております。

それから、106 ページの在宅介護支援センターの 24 時間体制の関係でございますけれども、確かにこの一番のメリットというのは 24 時間いつでも

連絡がつくというふうなことで、大変助かっていたわけですがけれども、ほかの事業所ですと、ほかの事業所というか、町や何かですと、包括支援センターでは 24 時間体制というのはとっておりませんので、確かにそういった面ではちょっとサービス低下になるのかなというふうには思っておりますけれども、実際私も去年の4月からお世話になりまして、いろんなケースがございましたけれども、必要に応じては職員のほうに連絡が参りまして、夜ですとか祝日、日曜日等も要請があれば出て対応しておりますので、それほどサービス低下にはならないのかなというふうには思っております。ただ、ちょっと職員のほうには負担がかかってくるのかなというふうには思っております。

それから、戻りまして 105 ページの老人デイサービスの運営事業委託料でございますけれども、利用者数ですとか、負担の関係ということでございましたけれども、この間、補正のときにもご質問いただきまして、老人デイサービスも、大分介護保険や何かの制度が定着してまいりましたので、それほどの利用者数というのはいないのですけれども、現在予算的には3人を計上してございます。高齢者サービス計画上では6人をのせてあるのですけれども、実情に合わせて3人というふうな形で計上させていただきました。

それで、1回のデイサービスの費用が 6,000 円かかってございまして、これについても利用者負担のほうは所得段階に応じて違うのですけれども、生保の方ですとか、市町村民税の非課税の方とかいろいろございますので、全くかからない、負担はなしという方から最高 650 円、こういった形で負担を

いただいているところでございます。

それから、老人クラブの助成でございますけれども、老人クラブにつきましては、昨年に引き続きまして老人クラブ連合会等への補助金ということで 170 万円を計上させていただきました。内容といたしますと、22 クラブがございまして、会員数に応じましてですとか、基礎的な金額も含めましてちょっと段階があるのですけれども、全体で 120 万ほどを 22 クラブで配分をしております。そして、連合会に 50 万というふうな形で補助金を出しているというのが内容的なものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 それでは、質問させていただきます。

社会福祉協議会についての削減の主なものということについては、承知いたしました。

それで、福祉タクシー利用券の負担についてですけれども、タクシーというのは、いわゆる営業用のタクシーという理解でよろしいのでしょうか。それで、36 枚つづりが初乗りで 710 円するのですね。これが最大限として 36 回が使えるのかどうかというのを確認をしたいと思います。

それから、デイサービスの運営事業で介護認定で非該当となった高齢者を対象とするということですが、もし介護認定で非該当になられた方の人数がわかるようでしたらお聞きしたいと思います。

それから、老人クラブの助成事業でございますが、22 のクラブに主に補助金を出しておられるということですが、どのような活動をしておられるのかということがちょっと知りたいなと思うのです。統一した活動があれば、町のほうでも把握されるのかなと思います。これ変な言い方ですけども、助成された事業のノルマをこなすというような意味でしょうか、大変人集めに苦労しているのだというようなお話も聞きまして、そんなことで、事業内容をおわかりになるのでしたらお聞きしたいなと思います。

できれば、こういう老人の事業等、高齢者の事業等、統括した形での総合調整したような形での事業がこれから必要なのかなという思いがいたしますので、そんなこともありまして質問させていただきます。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、福祉タクシーの関係でございますけれども、福祉タクシーにつきましては、一般のタクシーを利用しております。それから、36 枚つづりの関係ですけども、1 回について初乗り料金を使用していくというふうな形で、それをまとめて使用するとかというふうな形ではなく、1 回 1 回が 1 枚ずつというふうな形で使用してまいります。

それから、デイサービスの非該当の人数ということでございますけれども、今は非該当の人数というのは把握してございまして大変申しわけないのですけども、ただ非該当になったから必ずしも何かサービスを使っていくというふうな形はとられておりませんので、イコール、デイサービスや、例え

ばほかの非該当のホームヘルプサービスを使っていくかという、なかなかそういうわけにもいなくて、例えば配食サービスを利用するとか、ほかのサービスで対応しているというふうなこともございますので、人数的なことといたしますと、老人デイサービスにつきましては、現在5人ぐらいの方が、非該当の老人デイサービスの中の登録といいたしまして、利用者の中にはいると思います。すみません、失礼しました。今ちょっと私のほうが勘違いをしまして、5人というのはホームヘルプのほうだそうでした、デイサービスにつきましては2人というふうなことでございます。すみません、訂正をさせていただきます。

それから、老人クラブの関係でございますけれども、老人クラブの補助金につきましては、老人クラブそのものが社会福祉協議会のほうが直接担当しておりまして、町は直接かかわることというのが少ないものですから、細かい内容については把握ができておりませんけれども、活動内容としては、全体としてはゲートボール大会を行ったりですとか、グラウンドゴルフを行ったりとかというのが大きな事業ではないかなというふうに思っております。

ただ、個々の単位クラブごとには、もちろんそういったスポーツ関係のことも行っておりますけれども、クラブ内の中での懇親を深める事業ですとか、ほかの事業への参加をしたりとか、町で行う事業等に参加をいただいて、研修等に参加をいただいているというふうなこともございます。確かに、人集めに苦労しているというのは、新しい会員さんが集まらないというふうな、一定

の年齢が来ても、今の方は老人クラブに入るのが抵抗があるのでしょうか、なかなかそういった会員の増加につながらないというのが現実なところだというふうに把握しております。

以上です。

○金丸友章委員 ありがとうございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 初めに、健康福祉課が担当している補助団体に関してですが、活動費の報告、何を買った、何を買ったという。それは領収書はついてきているのか伺いたいと思います。

それから、103 ページの障害者相談支援委託料ですけれども、どんな相談回数になるのかなと思うのですけれども。1回で済むとは限らないということも考えられますので、十分な相談が保障されるのか伺いたいと思います。それと、人数は何人ぐらいが対象になっているのでしょうか。

それから、105 ページの一番下のデマンド交通についてなのですが、新年度になって会議を開いていくのだと思うのですが、大体何回くらいを見ているのか。それと、会議は一般の人も入っていけるのか。それと、デマンド交通、いつごろから始めたいと思っているのですか。伺わせていただきます。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長、答弁をお願いします。

○岩澤浩子健康福祉課長 補助団体の関係でございますけれども、健康福祉課につきましては幾つかの補助団体がございますけれども、領収書の添付というのはございません。決算書、予算書等、あとは事業報告等をいただいているだけでございます。

それから、103 ページの相談支援事業でございますけれども、相談回数というふうな形でございますが、先ほど私が申し上げたのは、窓口や電話でも相談を受けておりますけれども、基本的にはご自宅を訪問をしていろんな相談を受けるというのが基本になっておりまして、その方によって、あと1カ月後、3カ月後ぐらいでいいかなとかというふうな判断を相談員のほうがしまして、1度で終わらない形で、その方によって回数を定めておりまして、そういった形で私のほうには報告が来ておりますので、個々に違ってまいるかと思えます。

その対象人数でございますけれども、今ここで細かい数字がわからないのですが、3障害、身障、それから精神、知的障害、合わせまして大体 700 人ぐらい、600 後半ぐらいから 700 人前後いるかと思えます。そういった中で、それぞれ障害の中でもいろんな重さがありますので、重度の方を中心にまずは相談をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、105 ページのデマンド交通の関係でございますけれども、これにつきましては、外部の方というのではなくて、庁舎内で職員を中心に検討をまずはしてみたいというふうに思っております。会議の回数というのはまだ

決まっておりませんで、必要に応じての回数を重ねてまいりたいというふう
に思っております。その開始の時期ですけれども、できれば早い時期に開
始をしたいというのが希望なのですけれども、現段階ではできれば 23 年度
あたりから開始をできればいいというふうには思っておりますけれども、いつ
というふうなことはまだ決まっておりません。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 わかりました。

町長に。デマンドなのですが、23 年から始めたいというのは町長も同じ
ような考えであるわけなのでしょうか。確認です。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 デマンド交通の立ち上げですけれども、今課長が答弁した
とおり、今年度から詳しい、議会でも研修の結果を聞いたりしております。ま
た、近隣でも始めていたりするところがあります。また、そのほかにも情報を
とりまして、やっているところ、そういう中で成功しているところ、それからさ
ほどでないところ、ちょっと続かないのではないだろうかと思われるところ、
いろいろあるのです。そういう中で、嵐山町に合った対応をどうしたらいいの
か。本当に難しい状況なのです。ただ、車だけ動かせばというのは、金だけ
どんどんつぎ込む場合、いくらでもできるのですけれども、そういう状況にも
ない。そういう中で、どういうふうに嵐山のシステムを構築をしていくかという

ことを、庁舎内職員の体制の中で検討を始めていきたいということでございまして、研究会が何回とか、あるいはいつ始められるとかという、今そういうところまでまだいっておりませんので、お答えは課長のを配付させていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 実は、老人デイサービスとホームヘルプサービスなのですけれども、これは5号補正でかなり減額されていますね。その5号補正の減額が当初には反映できないということは、これはやっぱりかなり難しい、事業的に予算を組むのも難しい状況にあるのかなというのが1つと。

昨年の11月ですか、長妻厚生大臣ですか、障害者自立支援法は23年度に廃止するというのを出しているのです。廃止するというのは1月なのですけれども、今年の1月に障害者自立支援法の訴訟団というのが要望書を出しておりまして、そして廃止をしてほしいというふうな形で出ていて、厚労省のほうでは利用者の負担の軽減を、22年の4月1日から市町村非課税世帯に関しては負担の軽減をするという形で出しているのですね。それは平成21年の12月25日の予算案の閣議決定で出ていて、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な制度をつくることにするというふうな形で出ていて、法律が出るまでは当分の間、低所得者の福祉サービスと補装具にかかわる利用者負担を無料にするというふうな形で出ていて、それが市町村

の当初予算に反映されなくてはいけないという形になっていたのです。私、夜、随分いろいろ見たのですけれども、これはどうも反映されていないかなというふうに思って当初予算を見たのですけれども、その点についていかなものか伺いたいと思ひまして。

それで、もし当初予算に反映できないくらい大変な状況に健康福祉課がなっているのかなという、5号補正も当初に反映できてないという形で今見たのです。それほど厳しい状況にあるのかなというのを1つ聞きたいなというのと。

それと、先ほどから障害者支援相談委託料のことが出ていますけれども、以前はたしか東松山の福社会館のほうにお願いしてあるのかなと思ったのが社協に移ってきたということで、それはいいのですけれども.....

〔「委員長、これは総括ではないのか」と言う

人あり〕

○渋谷登美子委員 総括ではなくてやっています。これは、だって福祉ですよ。

〔「どこに反映するのだ、予算書の中で」と言

う人あり〕

○渋谷登美子委員 それで、これを聞いていて.....。ちょっと待ってくださいね。委員長、こういう不規則発言を許さないでください。

〔「では、どこに書いてあるのか」と言う人あ

り]

○渋谷登美子委員 書いてないから聞いているのでしょうか。当初予算に反映しなくてはいけなくなっているものが反映されていないということが問題だと言っているわけで。

〔「だから総括で」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 総括ではなくて、これは当然のことですよ。

それと、もう一つ、その中で障害者自立支援協議会は必ず設立しなくてはならないような形になっているのですけれども、それもこの中に反映されていないのですが、これはどのように考えていったらいいのか。当初予算にいろいろな前年度の問題が反映されないほど厳しい状況で当初予算をつくられているのかということをまず伺いたいなというふうに思うのですけれども。

それと、もう一つなのですけれども、母子保健事業なのですが、123 ページ。これいろいろ聞かれているわけなのですけれども、母子保健事業は、嵐山町では.....

〔「何ページですか」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 123 ページの母子保健事業、これは職員と、それからそのほかに職員の方で保健師の方と、それから別の方とが一緒に訪問指導しているのか、それとも嵐山町では、私、たしか保健師を新たに雇用して、そしてそちらに行っていると思ったのですけれども、その点はどういうふうにやっていらっしゃるのか、これからもやっていくのか、伺いたいと思うので

す。

そうすると、母子保健事業自体が、やっぱり今の体制で難しいのかなと
いうのを考えているので、伺いたいと思うのですが。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、障害者自立支援法の関係でございますけれども、正式に通知が来たのが数日前というふうなことで、利用者負担の非課税の世帯の方につきましては平成22年の4月1日以降は利用者負担ゼロにするようにというふうな話が来たのが、数日前の文書で参りました。そういった形で、当初予算には反映ができなかったというふうなことでございます。職員のほうもいろんな複雑な仕事が入ってまいりますので、厳しい状況は確かに厳しい状況ではございますけれども、ただそういったことよりも、国からの通知、県からの通知というのがおくれておりまして、当初には反映できなかったというのが現状でございます。したがって、補正予算のほうで組み替えのほうをさせていただきたいというふうに基本的に考えております。

〔「5号補正も反映されてない」と言う人あり〕

○岩澤浩子健康福祉課長 それから、5号補正も、補正予算につきましても2月の末からの開催でございまして、もう2月の初めには締め切っておりますので、その辺はちょっと間に合わない状況です。3月に入ったぐらいだったでしょうか、その通知をいただいたものですから、ちょっと反映ができなかつ

たというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、123 ページの母子保健事業でございますけれども、乳幼児相談ですとか、育児学級、父親・母親学級とか、いろんな事業を行っておりまして、現体制では保健師、栄養士、そのほか事務職員もいろんな応援をしながらやっているわけですが、その職員だけではなかなか対応ができないというふうな部分がございます、雇い上げで行っているというのが現状でございます。

それから、訪問事業ですが、新生児訪問につきましては、ここもう何年も雇い上げといいますか、お願いをしましてやっている状況ですが、例えば転入ですとか、実家に戻って子供さんが育児をしているというふうな連絡票や何かがあった場合には、町の職員が訪問をしまして、状況等を把握して、住所地のほうに連絡をしているというふうな状況でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私は障害者福祉というのに余り詳しくないのですが、障害者自立支援法は廃止になるということだけは自分の中でキャッチしているのですね。国からの通達がないと、そういったことを職員の人が調べるということはないのですか。私自身は、これはおかしいと思ってずっと予算書を見ていて、どこに反映されているのかなというふうに見てくるのですが、県からの通達がないと、こういったものに自立支援法のサービス

が4月1日から、低所得者の福祉サービスと、それから補装具に係る利用者負担を無料にするというものが反映できない形になってくるのですか。それはまずいのではないかなと思うのですけれども、通達がないとできないのか、普通ニュースを聞いていてそれは担当であつたらキャッチすべきことではないかなと思うのですけれども、その点はどのようにお考えになるのか、課長と町長に伺いたいと思うのですが。

○河井勝久委員長 渋谷さん、その辺は、ここではなくて総括の部分で聞いてください。

○渋谷登美子委員 ちょっと待ってください。これは担当課として、予算上の措置ではなくて、担当課として私は当然のことだと思うのです。今の形の中で当初をつくっていく中で。

○河井勝久委員長 補正の中でやりますということを答弁されているわけだから、その点のことについては総括の中でいいと思うのですけれども。

○渋谷登美子委員 総括でしてくださいと言うのだったら総括でしますけれども、総括の量がふえるだけで、別に同じなのですから。

〔「同じとかそういうことではないよ、進め方の問題だから」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 だって、それ以上答えられないでしょう。

○渋谷登美子委員 答えられるよね、だって知らないのだから。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回の質問ですけれども、県や国から来なければならないのかといえ、全くそのとおりできないのです。できないので、それで補正にしろ、今度の当初にしろ、締め切りをいつまでにして、それで内部で検討して、これなら収入支出、歳入歳出、合う。そういう中で練りに練ってやるので、一定の期間がないとできないのです、それできのう来たからこうだとか。

それともう一つ、渋谷委員さんがおっしゃる、担当が情報をとるのは当然だろうということですが、マスコミの情報でやってしまっているのか。そんな情報なんかできっこないではないですか。ですから、正式なもので文書で来たものに合わせて、それでどういう内容だということを察知をし、調べて、それで行っているわけでありまして、マスコミ報道だとか、どこの報道のどれこれということはわかりませんが、そういうのは現状ではできません。

○渋谷登美子委員 いいですか。今回のことを町長にお話ししますけれども、私は厚労省のホームページからとってきているのですよ。厚労省のホームページはいつしているかわかりませんが、新聞報道は自分の頭の中にあります、当然。それで、おかしいなと思って、これはどこに反映されているのだろうと思って見ていて、ないではないかという感じで、どういうふうに反映されるのかと思って見るわけではないですか、当然。それでないので、厚労省のホームページに行ってみて、これは違うではないかというふうに思うわけです。そこのところは、やはり国からの通達ではなくて。今の地方分権

のあり方というのは確かにそうかも。今までは中央集権という形で来ていますけれども、法律が変わったらそういうふうな形に頭は見ていかなくてはいけないということですよね。そういうふうなことは考えられないのかな。それはそうとしか答えられないというのなんでしょうがないのですけれども。

○岩澤 勝町長 渋谷さんのお考えは渋谷さんのお考えでわかりますけれども、今の行政を進めていく進め方の中で、どういうことが決まって、どういうことになりました、きのう決まったからきょうホームページに流れるかもしれないですけれども、それを次の日に日本全国どこでも全部やれるということではないでしょう。みんないろんな連絡があり、通達があり、その連絡が来た中で周知を徹底するわけですから、きのう決まったからきょうからできるということは何も無いわけですよ。それを受けて、町では間違いないことを町民のサービスにやっているわけですので、渋谷さんのおっしゃるような状況では今はできません。重ねて申します。

○渋谷登美子委員 4月1日からはこれできなくて、4月1日前にできるということですね。4月1日からやることになっているのだけでも。

○河井勝久委員長 渋谷さん、一応3回終わっているのです。

柳委員。

○柳 勝次委員 2点。もしもう答弁しているよと言ったら取り消します。

103 ページの先ほどから議論があっている障害者相談支援委託料という形で247万8,000円出ているのですけれども、委託料というのはどのほ

うへ委託するのか、お尋ねいたします。

それから、その下に、これは細かい話で、ちょっと比較していたら出てきたのですけれども、なごみとやすらぎのテレビ受信料というのが2,000円違うのですけれども、この2,000円の違いは何なのかというのをお尋ねいたします。一般的には1万5,000円、学校関係もすべて受信料が1万5,000円なのですけれども、やすらぎだけ1万3,000円なのです。

以上です。

○河井勝久委員長 柳委員さん、最初のは答弁されているので。

○柳 勝次委員 では、取り消します。

〔「聞いてないのだから、委員長が言って
あげれば」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 社協に委託されているということで。

では、2番目の質問に答えていただけますか。

山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、テレビ受信料の関係でお答えを申し上げます。なごみのテレビ受信料の関係が1万5,000円となっておりまして、やすらぎが1万3,000円となっております。当初1万4,910円ということで昨年度までは計上させていただきましたが、受信料の軽減措置というのが今年度ありまして、それでそのためやすらぎのほうは1万2,220円ということで計上させていただきました。今年度の支払いに準じ

てこの額を計上させていただきました。

以上です。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 やすらぎだけ軽減策が決まったのですか。とすれば、2,000 円の話だからどっちでもいいと言えどどっちでもいいのですけれども、ちょっと気がついたのでお聞きしているのですけれども、これは教育関係の学校等すべて1万 5,000 円になっているから、その違いが、どうしてなごみでは軽減策があったのですか。お尋ねいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 申しわけないのですが、この点についてはちょっと調べさせていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 ほかにございませんか。2人ですね。

では、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時48分

○河井勝久委員長 会議を開きます。

先ほどの柳委員のテレビの受信料の関係について、山岸副課長、答弁を求めます。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 貴重なお時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

受信料の違いにつきましては、やすらぎのテレビについては、農業構造改善センターのテレビと一緒にの取り扱いになっておりまして、2台目の設置ということで減額がされているものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

吉場委員。

○吉場道雄委員 では、福祉作業所の関係についてお伺いします。99 ページです。地域ふれあい事業委託料ということなのですが、嵐山郷内の福祉作業所についてなのですが、補正予算で減額された分だけ今回の予算書では減額になっておりますけれども、この設置はどうなっているのかお聞きします。

また、福祉作業所の関係なのですが、その下のほうに障害者福祉施設等支援事業補助金ということで1,254万3,000円とありますけれども、これ多分ななさと福祉作業場とフレンズの福祉作業所だと思うのですが、この内容を教えてもらいたいのですが。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長、答弁をお願いします。

○岩澤浩子健康福祉課長 地域ふれあい事業でございますけれども、今年

の予算につきましては、嵐山町で5人、小川町から2人ということで、7人の計上をさせていただきました。一月当たり1人が2万 6,000 円という形になっております。それで、昨年度は深谷市からの方もいらっしゃったのですが、退所というか、中止にされた方がおりまして、今年は7人のスタートというふうな形になるかと思います。

それから、障害者福祉施設等支援事業補助金でございますけれども、これにつきましては心身障害者の地域デイケア事業というのと生活ホーム事業というのがございまして、地域デイケア事業のほうは、町内ですと、志賀にありますフレンズさん、それから古里にありますななさと作業所、こちらの関係が入ってまいります。そのほかにも、吉見町にありますひばり、それから東松山にありますアートの国、こういったところに通所をされている方が合わせまして 13 人ということで計上させていただきました。

それから、生活ホーム事業でございますけれども、これにつきましては昨年度は7人だったのでしょうか、大変いたのですけれども、退所をされる方、それから施設そのものが旧法ではなく新法のほうの施設のほうに移行するという形でほかの事業のほうに組み替えてございますので、3人というふうな形で、1日当たり 2,520 円というふうな形で積算をさせていただきました。合わせまして 1,254 万 3,000 円というふうな形になってございます。

以上です。

○河井勝久委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 再質問なのですが、嵐山郷のほうの福祉作業のほうは人数はわかりましたけれども、フレンズとななさと福祉作業所のほうの人数を教えてくださいと思います。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 フレンズのほうは、重度の方が1人、それからその他重度でない方が7人ということで8人でございます。それから、ななさと作業所のほうは、重度の方ではなく、その他ということで2人というふうになっております。

○河井勝久委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 福祉作業所なのですが、知的障害者ということで受け入れしているのですが、精神障害というのは軽くてもだめなのでしょうか。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 先ほども申し上げましたように、重度とその他というふうに分かれておりまして、重度の方、その他の方というふうな分け方というのは、補助する単価や何かが違う形なものですから、それで分けておりまして、その他の方につきましては軽度の方も入っているというふうを考えております。

〔「精神」と言う人あり〕

○岩澤浩子健康福祉課長 知的の方が対象になっておりまして、精神障害の方は一応対象ではございません。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 何点かお聞きしたいというふうに思うのですが。

1つは、99 ページの社会福祉協議会への補助金なのですが、多分派遣を1人していると思うのですが、その人件費等ということなのですが、もう少し1,243万4,000円の中身を教えてもらいたいのですが。それが1つです。

もう一つは、町から社会福祉協議会に委託をしている部分がありますね。例えば、ホームヘルプサービスの委託料だとか、デイサービスなんかも社協に委託していると思うのですが、町から社会福祉協議会に委託している金額というのはどのくらいあるのでしょうか。もし調べてあるようだったら教えてもらいたいというふうに思います。

それから、先ほどの自立支援法の関係なのですが、非課税世帯の場合は該当になるということで、4月から該当していただくようになるのだと思うのですが、もう一点は、1月7日に国との基本合意を原告団が結んでいるのですが、そのときに収入認定をどうするかということで、原告団のほうは本人のみ非課税という場合には該当させてほしいというふうに申し入れをしています。世帯非課税ということになると、該当者の範囲というの

が非常に変わってくるというふうに思うのですが、4月から実施する中身として、本人非課税の場合に該当するということになっているのでしょうか。それをまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

主に補装具というのが中心的に言われているのですが、居宅、通所、それから施設等も該当するというふうになっているのですが、その辺の中身についてもあわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、107 ページなのですが、シルバー人材センターの補助金が出ていますけれども、この中身についてもお聞きをしておきたいと思います。これは健康福祉課のほうに申し入れるのは非常に酷なのかもしれませんが、町のシルバーに委託をしている金額というのがもしわかったら教えてもらいたいというふうに思います。

それから、その下の介護保険の利用者負担助成なのですが、科目設定だけしてあるのですけれども、介護保険の利用者に対する低所得者の軽減措置の部分だと思うのですが、なぜ科目設定だけになってしまったのか。この人たちに対する利用料の軽減についてどう考えていくのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○河井勝久委員長 シルバーの全体的な中身というのは答えられない。

〔「それ無理なのです」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 無理なのですね。

〔「ちょっと調べさせて」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 清水さん、その辺。

○清水正之委員 もし時間がかかるようなら、後で資料を出してもらえばいいです。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初の 99 ページの社会福祉協議会の補助金の関係でございますが、この内容につきましては大変細かく分かれておりまして、簡単に申し上げますけれども、おもちゃ図書館の人件費、これが 155 万 1,000 円でございます。それから、ボランティアセンターの人件費が 84 万 5,000 円。それから、委託事業といたしまして、金婚式が 25 万円、愛情弁当の関係が 69 万円、戦没者の追悼式が 40 万円、それから災害ボランティアの関係が 4 万円、ボランティアセミナーが 2 万円、夏休みボランティア体験が 4 万円というふうないろんなこういった形で入っておりまして、一番多くが派遣職員分の給料とか手当の関係が 816 万 9,722 円というふうな形になっております。

委託料の分につきましては、そんな内容なのですけれども、よろしいでしょうか。今、委託料の部分については合計がしてございませんので、数字的なことは申し上げられないので申しわけないのですが。よろしくお願いします。

それから、自立支援法の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように、国のほうからの通達の内容といたしますと、世帯の非課税の

方が 22 年4月1日以降は負担金ゼロというふうな形の通知は来ておりますけれども、ただ障害者個人の方が非課税であれば、それが該当するのかどうかというのはまだはっきりしておりません。まだこちらの事務局のほうもわかっておりませんので、わかり次第そういったことを予算に反映してまいりたいというふうに考えております。

それから、補装具ですとか居宅、施設等の関係につきましては、そのすべてについて該当してまいるというふうに確認しております。

それから、107 ページの介護保険利用者負担助成事業補助金でございますけれども、これにつきましては事業概要のところにも書いてあるのですけれども、社会福祉法人等が行う補助というのでしょうか、負担軽減をした場合に、その分を町が補助をするというふうな事業でございます、実際に社会福祉法人が、例えばですけれども、らんざん苑等でそういったことを始めれば、当然町も予算を計上して、それに対する補助をしていかなければならないということになっておりまして、今のところそういった動きがございませんので、とりあえず項目だけというふうなことでさせていただいております。

それから、シルバーの補助金の 950 万の内容でございますけれども、これにつきましては、国のほうで示しておりますシルバー人材センター事業の執行方針というのがございまして、その中で運営の格付ですとか、補助限度額が決定しておりまして、その内容を申し上げますと、過去3年度の会員数ですとか、就業延べ人数、それから日数によりましてAランクからDランクま

で4段階に分かれております。嵐山町のシルバー人材センターはCランクに該当しておりまして、その金額が補助限度額が950万というふうな形になっております。国のほうからの補助金が950万ということです。今まではそういった形で来ております。この金額を町が補助するときに限度額を町が下回りますと、国も減額をするというふうな形になっておりまして、一応町でも限度額いっぱい950万円を平成19年度から補助をしてきているというふうな状況でございます。

以上です。

〔「ちょっと補足」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今、シルバーの950万の補助金について、これは町の単独の補助金です。今課長が言いましたように、この前ちょっと話題に出ました事業仕分け、これで国の補助金をかなり減らすという情報だったのですが、けれども、結果的にはそんなに減らなかったと。ただ、950万円を下回るといのは間違いなくて、それに対して町が当初予算では一応21年度並みの950万を計上しておこうと。したがって、事業仕分けの結果、国からシルバーに来る補助金が幾らになるかによって、この額も場合によったら変わってくるというふうに今のところお答えしておきたいと思います。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 自立支援法の場合は、私、非課税世帯というふうに思っ

てはいるのですが、本人非課税のみというのは該当しないというふうに思っているのですけれども、例えば非課税世帯の場合の軽減額というのは全額になるのですか。例えば、補装具なんかの場合は1万5,000円だか2万4,600円が限度だというふうに思っていたのですけれども、全額軽減されるというふうな形でよろしいのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思うのですけれども。

それと、もう一つ、介護保険の利用料の負担軽減については、この部分ではないのですか、介護保険の中に入ってしまったのですか。今まで是一般会計の中に負担軽減の部分がのっていたかと思うのですが、介護保険の中からではなくて、一般会計で該当させてきたというふうに記憶していたのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、自立支援法の関係でございますけれども、世帯が非課税世帯の場合には、基本的には1割負担とかというのが出てくるわけですが、それが全額免除になるというふうに考えております。

それから、先ほどの介護保険料の利用の関係でございますが、ページ数で109ページ、上から2段目のところの介護保険利用料助成事業、これは引き続き町のほうで助成を行っていくというふうなことで、昨年同様の金額が計上してございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、健康福祉課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時14分

○河井勝久委員長 会議を開きます。

続いて、環境課、上下水道課に関する部分の質疑を行います。どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 127 ページの清掃費のところなのですが、まずごみ資源収集運搬事業というところに 6,238 万 2,000 円、今回可燃物収集運搬事業ですとか、次の 128 ページの不燃物収集運搬事業、ずっとそこがゼロになっているのですけれども、これは1つの業者に委託したのか。どうしてこのような形になったのか、お聞きをしたいと思います。

あともう一つは、同じページのじんかい処理費のところの説明の2番目の不法投棄物処理事業が、去年は 121 万 8,000 円ついておりましたが、今回 97 万 2,000 円ということで減額になっております。私は環境課のほうに

は不法投棄のことでお知らせに行っている状況ですので、なぜこのように減らしたのか、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 127 ページのごみ資源収集運搬委託料につきまして、これをなぜこのようなことにしたかと申しますと、今まで不燃物収集運搬事業、ごみ資源収集運搬事業、粗大ごみ収集運搬事業、こういったものをそれぞれの事業として契約をしてきました。委託ということで随意契約をしておりました。今回、可燃物収集運搬業務と不燃物収集運搬業務、粗大ごみ収集運搬業務と資源ごみ収集運搬業務を、これを1つの事業としてごみ収集運搬事業といたしました。そのために、6,238万2,000円ということであります。

それと、不法投棄の処理事業ですけれども、前年が112万8,000円を97万2,000円に減額したことにつきましては、124 ページの(10)の美化清掃事業の中の手数料を前年は計上いたしまして一緒にしましたけれども、事業的に美化清掃事業と不法投棄物処理事業を明確にするような形で位置づけを分けたものです。それで、参考までに、不法投棄の処理事業につきましては、平成20年度56件、平成21年度、現在で34件の不法投棄がありました。ですから、実際には前年と同じぐらいの金額でございます。

○河井勝久委員長 畠山委員。

○**畠山美幸委員** 不法投棄のほうは減っているというか、同じぐらいというか。ただ、今回 2011 年にテレビが地デジ化になる方向で、やっぱりちょっと悪い人はテレビなどを不法投棄とかにする人がいるかもしれないんですけど、そういうところは見込まなかったのですね。

○**河井勝久委員長** 田島環境課長。

○**田島雄一環境課長** これは、どのような形で、どのような人が捨てるというのがなかなかわからないものですから、やはりテレビが地デジになるためにアナログ方式から変わるということで、その辺は多少この中では見積もりは多目にしました。

○**河井勝久委員長** ほかにございますか。

青柳委員。

○**青柳賢治委員** 125 ページです。太陽光発電・高効率給湯器設置補助金、まさにこれは今の地球温暖化に対してのことと思われまして、ありがたい新規の政策だと思います。それについて、1件5万円、20 件というふうに聞いております。それで、県などにもそういう補助金のことがあると聞いていますが、予算が本当にわずかなうちに到達してしまうというふうに聞いていますが、一応対象となってくるようなものとか、こういった建物。例えば、既設の建物とかそういったものにも対応できるのか。補助金の内容といいますか、要綱というようなものの概要で結構ですから教えていただきたいと思います。

それから、その下にあります、新規で環境基本条例ですけれども、こちら

のほうが委員報酬ということになっています。何人ぐらいの委員を想定しているかというようなことについてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 それでは、太陽光発電・高効率給湯器補助金につきまして、20件で1件当たり5万円ということで100万円を計上させていただきました。これは地球温暖化防止のため、太陽光発電及び高効率給湯器設置に対し補助をするための経費でございます。

それで、補助対象の設備につきましては、住宅用太陽光システム、1キロワット以上を新規に設置、または太陽光発電システムが設置された新築住宅を購入し、みずから電力会社と需給契約を結び、かつ余剰電力の売買契約が結ばれていることでございます。それで、この補助金が設置に要する経費の2分の1で、限度額が5万円としております。それと、もう一つの住宅用高効率給湯器、これはヒート型給湯器、潜熱回収型給湯器、ガス発電給湯器、家庭用燃料電池、太陽熱温水器、このようなものを考えております。

それと、既設の住宅に対するものなどがというふうなお話でございますが、これは既設のものに太陽光システムというのを乗せますと、それは住宅の屋根に重みがかかるために、耐震とかそういったものに影響があると思いますので、ここでは新築する住宅というふうなことで決めさせていただきました。

それと、委員報酬の関係でございますが、15 人ということで2回計画をしております。15 人、1回当たり 5,000 円ということで、15 万円を計上させていただきます。

先ほどの太陽光システムについては、新規に太陽光システムを設置ではなくて、新築住宅を購入するというふうなことで.....。

○河井勝久委員長 強瀬副課長。

○強瀬明良環境課環境政策担当副課長 地球温暖化防止設備設置補助金の関係でございますが、補助対象が、町内に住所を有し、かつ住宅に設備を設置する者、もしくは町内に転入することを目的として、みずから居住するために設備を設置した住宅を新築または購入しようとする者ということで、既設の住宅に設置する場合も補助対象ということで考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、これは新しい事業なので、例えば一般の人が建売を買うとか何したといったときに、当然町として、建売業者とかそういう業者のほうにもそういう対象になっているよとかというようなこととの関係とか、それから新たに注文しようという人もいるでしょう。その辺のところは、町としてはそれを建設していく事業者とかに対してはどういうふうなことがあるのですか。特に周知とか何もなくていいのかどうか。その点だけ。

○河井勝久委員長 強瀬副課長。

○強瀬明良環境課環境政策担当副課長 予算のほうが決まれば、町の広報紙あるいはホームページ等を活用してPRに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 初めに、45 ページなのですが、下から2番目、彩の国環境保全交付金というの出ているのですけれども、これ書いてあるようなものに交付されるということなののですけれども、どこに支出されているのかわからないのです。多分使われているのだと思うのですが、もし使われていないのだとすると使っていただきたいというふうに思いますので。では、どこに使われているか。

それから、125 ページ、合併浄化槽の設置数なのですが、332 万円ということで。これ確認ですけれども、5人槽で10 基分ということでよろしいのでしょうか。それが1つ。

それから、平成 21 年度は何基ついたのか伺いたいと思います。

それから、太陽光発電の関係なのですが、高効率給湯器というのは、いわゆるエコキュートというのでよろしいのでしょうか。伺いたいのは、町内業者からの購入に限るとかそういう条件はつけないのでしょうか。その辺伺いたいと思います。

それから、その下の環境基本条例の関係ですけれども、どんなことを計画しているのか伺いたいと思います。

それと、制定はいつごろを計画しているのでしょうか。

それと、委員は 15 人ということであったわけですが、15 人で2回でつくれてしまうのかなと思うのです。もう少ししっかりした会議を、回数が必要ではないかなと思うのですが、2回程度でできてしまうというのがちょっと私にはわからないのですけれども、どういう計画でやるのか、その点も含めて伺いたいのと、委員は公募で選ぶのかどうか伺いたいと思います。

それから、127 ページ、ダイオキシン調査ですが、どこを予定しているのでしょうか。

それと、一番下といいますか、ごみ資源収集運搬事業に今度は集約されるわけですが、集約されてお金が減るのかなと思ったのですが、逆にふえるのですね。私の計算ですと、6,198 万円、今までですとそれで済んでいたのが今度は 6,238 万 2,000 円ですから、こういうふうにして余り効率性には富んでいないなと思うのですけれども、もう少し、利点は何だったのか、何のために集約をしたのか、伺えればと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 それでは、合併処理浄化槽の件についてお答えいたします。22 年度につきましては、5人槽で 10 基ということで予定をして

おります。それから、21 年度につきましては、7人槽が3基で1基 38 万円、3人槽で 114 万 6,000 円、それから5人槽が2基で 33 万 2,000 円ということで、合計 181 万円の補助金を出しております。

以上です。

〔「ごちゃごちゃになっている」と言う人あり〕

○小澤 博上下水道課長 21 年度のほうを聞かれましたので、21 年度の補助金の内容を今ご報告いたしました。

〔「3人槽とか何か聞こえたので、もう一回」

と言う人あり〕

○小澤 博上下水道課長 5人槽ですね、どうも発音が悪いので申しわけありません。7人槽が3基掛ける 38 万 2,000 円ということで 114 万 6,000 円。金額まで言ってしまったので、基数だけ言えばよかったので。すみませんでした。5人槽については2基と。それが 33 万 2,000 円なので 66 万 4,000 円で、5基で 181 万円を補助したということでございます。

以上で終わります。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 45 ページの彩の国環境保全交付金ですけれども、これにつきましては人口5万人未満ですと、事務費といたしまして8万円ということで交付金が出ます。これを歳出はどこかというふうなことでございますが、122 ページから 123 ページにかけまして、環境衛生費の中の人件費の

中に入っております。122 ページの一般職給与費等という中の県支出金 39 万 7,000 円の中に8万円が入っております。

続きまして、エコキュートの町内業者だけかというふうなことでございますが、エコキュートというのはその会社の名前、商品名ということですので、ここでは住宅用高効率給湯器というふうなことで上げさせていただきました。これは町内限定ということではございません。

それと、続きまして環境基本条例準備事業でございますが、これにつきましては環境の保全についての基本理念を定め、総合的な施策を推進するための条例を制定するための準備でございます。埼玉県環境基本条例を参考にしながら素案をつくってまいりたいと思っております。この環境保全審議会の意見を聞き、そして制定に向けた準備に取り組んでまいりたいと思っております。

それと、環境保全審議会の人数でございますが、これは環境保全条例第 105 条にありまして、委員を 15 人をもって組織しということでございまして、その中に知識経験者と関係行政機関の職員というふうなことでございます。それで、応募についてでございますが、公募したいという考えであります。

127 ページのダイオキシン類調査業務委託ですけれども、これはどこかというふうなことでございますが、大気を年2回、土壌を1回、計画しております。大気につきましては、役場を実施したいと思っております。それと、土壌につきましては、今までに花見台のグラウンドとかB&G、小学校とかという

ところを何カ所か測定していますので、これにつきましてはどこにするかを研究していきたいと思っております。

ごみの収集の集約についての件でございますが、平成 21 年度よりは 79 万 9,000 円の増ということで、これは設計の段階で積み上げた結果、このような 6,238 万 2,000 円というふうな金額になりました。今まで随意契約で契約をしていましたが、この予算につきましては入札で対応したいという考えでおります。この 6,238 万 2,000 円の中につきましては、動物死体処理事業も含まれております。それで、動物の死体処理につきましては、平成 19 年度に 195 頭、平成 20 年度に 223 頭、平成 21 年度に 283 頭と、かなりふえておりますので。それと、動物死体処理につきましては、今まで日曜日とかというのはなかったのですけれども、これを日曜日、年末年始にもお願いしたいと思ひまして、増額をしたものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 122 ページの彩の国の交付金なのですが、こういうところに入れてしまっているのかなと思うのですけれども、交付金だからいいのだと言われると何も言えないのですけれども、ちょっと疑問を感じました。それはいいです。

125 ページの合併浄化槽なのですが、去年もこれ聞いたのですけれども、去年は先ほど聞いたときには 2 基だけだったということでしたので、今回 5 基

になっているということで、ふえているのだということで私もある程度認識しました。どうなのでしょう。10 基を予定していて半分というのは、ちょっと多いのではないかなというか、補助金のあり方を少し工夫していく必要があるのではないかなというふうに思うのです。新築となると大変お金の額がふえてしまうわけですが、そっちへのことも考えることが必要ではないかなと思うのですが、課長に聞いても無理なのでしょうけれども、一応確認します。

それから、太陽光発電なのですが、20 件を超えた場合にはどうするのか。補正してもっとふやす考えがあるのか、伺いたいと思います。

それと、環境基本条例ですけれども、中身の基本として温暖化についても条例の中に入れていくのか、温暖化防止に関しては別につくっていく考えがあるのか、そこを伺いたいと思います。

それで、ごみ集約の件ですが、ふえた分は、動物死体処理の関係が新年度もふえるだろうということでふえた分という理解でよろしいのでしょうか。

入札をするから、これ以下になるというふうに見ているのですか。そうすると、効率性というのは何一つないのです。前の上積みした金額と同じだというだけで、これ別に一緒にしなくたっていいではないかという話になってきますので、一緒にした意味というものを、何かお金の金額でこれが出てくるのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 合併浄化槽のことなのですが、333 万円で10 基ということなのですが、これについては一生懸命努力していきたいと思いますけれども、平成 23 年度になるかわかりませんが、考え方としては市町村型等の合併浄化槽について、財政状況が許せば考えていきたいということでありますので、今年度につきましてはこの金額でのせさせていただいたということで、5人槽が10 基ということでありますので、努力をしていきたいと思っております。

ですから、市町村型については、先ほど申し上げましたように 22 年度では難しい。23 年度にできるかどうかについては、これは町長が判断されることだと思いますけれども、そういう計画もあります。

以上です。

○河井勝久委員長 続いて、田島環境課長。

○田島雄一環境課長 太陽光発電の件でございますが、本年度から初めてなものですから、その様子を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

地球温暖化の中の環境基本条例に取り組んでいるのかというふうなお話ですが、この辺も総合的に考えて環境基本条例の策定に向けてしていきたいと考えております。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 ごみ収集の入札等につきましては、私のほうからお答

え申し上げたいと思います。今まで何本かに分けておった契約を1本にまとめていこうというのは、それは契約の本数が少なくなるというので、それはそれなりの当然メリットがあるわけです。入札にかけた結果、お金がどうかというのはそれは入札の結果次第と。今、全体的に入札契約についてどうしていったらいいかというので、いろいろ取り組んでいるわけですが、できるだけまとめられるのはまとめて、なるべく長期契約で、例えば3年だとか5年で出せるものについてはそういう形で入札をしていったらどうかということで、今全庁的に取り組んでおります。

したがって、今まで1本ずつでやっていたものをなるべくまとめて、長く契約ができるものについては長期契約でやっていこうと。ただ、お金については、それはやっぱり入札の結果次第ということで、ご理解をしていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、何点か質問させていただきます。

質問的にはかぶるかと思いますが、127 ページ、まずはダイオキシンの関係なのですが、答弁等がございましたが、場所というようなお話が出ましたが、それに附属しまして、大気の関係につきましては役場を予定していると、土壌に関しては今の時点では未定だということですが、未定であれば、これから決定していくということはもちろん承知は

しますが、何カ所ぐらい予定をしているのかというのが1点。すみません、お願いします。

それと、154 ページになると思うのですが、自然緑地の管理事業ということでありますが、これの土地の借り上げの関係が出ていますけれども、234 万 6,000 円です。これはどのくらいの平米数、どのくらいの単価でお借りしているのか、お尋ねさせていただきます。

それと、細かいのですが、その上にハチの巣というもので業務委託というものがあります。私たち農村部なので、ハチの巣はかなりあちらこちらにできまして、それを駆除するのに非常に困っているという部分の方も、うちあたりでもそういうこともありましたが、近隣でもそういう話を聞いていますけれども、これは1回当たりというか、1戸当たりというか、そういうことで町が対応してくれて、これは2万 1,000 円ですけれども、何回ぐらいの対応があったのか、お尋ねをさせていただきます。

その次ですけれども、156、157 に続きますが、里地里山の関係なので、すけれども、これは都市再生整備のほうの関係でも、まちづくりという形で、ようやく地元の要望がかなり強く出ていまして、金皿山の整備の関係ですが、非常に今回は計上なされたということでほっとして、希望を持っている方たちも喜んでいるというふうに思っていますが。そこで、公有財産購入の関係で850 万ほどあるのですけれども、どのくらいの規模で、今どのくらいの平米数を購入して、購入資産の関係もありますが、これは入札でやるのか、ある

いは随意でやるのか、その辺のところももうちょっと詳しく教えていただければと思いますが。質問させていただきます。

以上です。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 それでは、ダイオキシンの調査の関係でございますが、土壌につきましては、1カ所を計画しております。

続きまして、155 ページの土地借上料につきましては、これは大平山のところでございます。ここところが面積で 8,331 平方メートル、1平方メートル当たりの単価が 122 円です。これを掛けますと、101 万 6,382 円。それと、もう一カ所、嵐山溪谷、これが1万 896.3 平方メートル、単価は同じ 122 円でございます。これを掛けますと 132 万 9,348 円となりまして、234 万 6,000 円を計上させていただきました。

それと、その上のところにハチの巣の駆除委託業務ということで 21 万円計上させていただいた件につきましては、平成 21 年度については3カ所にスズメバチの巣があり、それを駆除したものです。これにつきましては、蝶の里公園に2カ所、大平山の入り口のところに1カ所、これのハチの巣もやはりつける場所がいろいろございまして、駆除する難易度によりまして若干違いまして、今回計上させていただきましたものは1カ所当たり2万 5,000 円、それに8回、それと消費税で 21 万円というものでございます。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 里地里山については、私のほうからお答え申し上げたいと思います。公有財産の購入のところですけれども、面積では1万6,645平米の山林です。単価については、今後鑑定評価をとって決めていくわけですけれども、今会社側のほうともそれなりの交渉をしております。ここにございますように、総額が850万ということでございますから、大体1,000平米、1反当たり50万円ぐらいで考えております。2年ほど前に、小千代山を1反100万で購入させていただきました。したがって、場所からいっても、それより当然下げて今交渉しております。ただ、会社がこの土地に隣接しているところを何年か前に滑川の人に処分しているのですけれども、それが結構な値段になっているということもありまして。そうはいっても町は里山として維持をしていくのだから、一定のお金、当然鑑定評価をとって、それに基づいて買収させていただきたいというふうに今交渉しておりまして、今予定しておりますのは、先ほど申し上げましたように、大体1反50万ぐらいで何とかお願いをしたいなというふうに考えているところでございます。

それと、工事請負の関係ですけれども、できるだけ地元とすると自然の体系をとっていきたいということで、甘いコンクリートでどうだとかということは全く考えておりません。遊歩道を整備したり、頂上のところにベンチをつくったりとか、反対側の大木沼というのがあるのですけれども、そちらへおりのような道もつくってきたいというふうなことでございますので、そんなにお金をかけずにやっていこうということで、500万円をのせさせていただきました。

もちろんこれは入札でやっていきたいということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、蝶の里や何かのハチの巣だったということですが、これはですけれども、単価的にはケース・バイ・ケースだということですが、これはちょっと波及するかもわからないですけれども、一般家庭の関係については町のほうの対応というのはなかったのでしょうか。定かでないので申しわけないですけれども、その辺のところを教えていただければと思います。

それと、その下の土地の借上料の関係なのですけれども、場所的にはわかりましたし、平米的にもわかりました。これは何件ぐらいの方から。そこまではあれですか。もしおわかりにならなかったら結構ですが。

それに、ダイオキシンの関係になるのですけれども、町民の方からはこういうところは検査をしてほしいというような、お話のような、要望のようなものは出たことはありますか。ないでしょうか。そこは1点お願いします。

以上です。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 ハチの巣の関係でございますが、これは公共用地ということで計上しております。

それから、個人の方からの対応というふうなお話でございますが、ハチが発生する時期になりますと、やはりスズメバチの巣からアシナガバチ、い

ろんなハチの巣ができたということで、いろいろ電話の問い合わせがあります。そうしたときに、町では、21 年度から町内の業者さんがハチの駆除をやっていただけというふうなことで、そちらに町は紹介をして、処分についてしてもらっているところでございます。

それと、土地の借り上げの件数でございますが、大平山山頂公園につきましては、9名の方から土地を借りています。それと、もう一つの嵐山溪谷につきましては、1人の方の所有者の方から借り上げています。

それと、もう一つ、ダイオキシンの関係でございますが、町民の方からというふうなお話でございますが、こういったものはございません。それと、あくまでも公共用地を対象といたしましてダイオキシンの調査を実施しているものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、ハチの巣は、町が受け皿みたいになって、個人対応の連絡の関係まではしていただけたということで、あとのことについての費用的なものとか、いろいろな部分についてはその方と個人対応してくださいというようなことで取り計らいをしているということでよろしいでしょうか。こういった解釈で。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員 はい、わかりました。それで結構です。その1点だけお願

いします。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 やはりハチの巣の位置によりましていろいろ駆除の方法も変わってくると思いますので、それは現場を見て、個人と業者さんのほうでやっていると思います。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 では、1点だけお聞きします。

127 ページの不法投棄の関係なのですけれども、そこに手数料として83万6,000円と書いてありますが、これは先ほどテレビという話が出ましたが、テレビ、家電の関係の引き揚げてきたものを業者さんに引き取ってもらうような手数料だというふうに思うのですが、そのほかに、私の目で見ていると、職員さんが随分あちこちへ行って、不法投棄と言われるかどうかかわらないですけれども、ポイ捨ての関係も随分やっているのだと思うのです。そのようなものはここには入っていないように見えるのですが、ちょっとその点だけお聞きしたいと思います。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 不法投棄の件でございますが、ここにある手数料のほかにあるものがあるのではないかというふうなことでございますが、町では環境管理活動ということで各課の職員が第3水曜日に出席して、それでト

ラック2台ぐらいを用意いたしまして、町内のごみの、特に多いところは鎌形とか、鎌形の鳩山寄りの通りが非常に多いとか、笛吹峠の通りが多いとか、古里のほうもありますし、そういうところを重点的に回しまして、町をきれいにする活動を行っているところでございます。それで、持ってきたごみを小川衛生組合に運んで処分をしております。非常にこういったごみの不法投棄というのが多くて困っている状況であります。幾らやってもやっても捨てられるというふうな状況で、本当にそういうようなことで対応しております。

以上です。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 幾らやってもやっても捨てられるのですよね。だから、職員さんがやるのが気の毒になってしまうのですよ。私どもなんかも、見つけてもなかなか。この前もあった電話したばかりだよなというようなときも随分あるの。だから、やはりここで不法投棄処理事業を金額を少なくしてしまうということにすると、力を入れていないというふうには見ていないのだけれども、やはり職員さんだけが負担する必要はないのです。だから、もうちょっとそういうところも考えていかないと、だれか捨てればだれかが拾うということではイタチごっこなのだけれども、もう少し対策を自分でやればいいのかというふうに。私らもやりますよ、自分で片づければいいのかということで片づけてしまうけれども。それだと、役所でやるということというのはそれだけでは済まないというふうに思うので、少し考えていただきたいというふうに、来年か

らはもうちょっと上げてやっていただきたいと思います。要望で結構です。

○河井勝久委員長 ほかに。

柳委員。

○柳 勝次委員 1点だけお願いします。

副町長に答弁いただいたほうがいいかなと思うのですけれども。先ほどごみ運搬収集を1つにしたということで、何のメリットがあるかなというふうに感じていたのですけれども、入札の手数料が減ってくるというようなそんなお話もありましたけれども、これ考えてみると、6項目ぐらいあるのですか、これを1つにまとめるということは、入札の方法なのですけれども、どういう形をとっているのかなと。私の感じでは、たしかごみの種類によって引き取る業者が違おうと思うのですけれども、それを一括にした場合にどういう方法をとるのかなというふうに思ったのですけれども。

それと、もう一点は、これもし1社か何かにまとめて入札をしてしまうという形になると、全部やるとなるとどうなのですか。業者が固定されてしまうというふうにも感じたのですけれども、その辺についてのとらえ方というか考え方はどうなのか、お聞きいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 まとめてするというのは、先ほど申したとおりです。ただ、当然対象が違えば、それは別の入札になるということです。例えば、可

燃のごみを集めたり、不燃のごみを集めたりというのは、1つのまとめてできるといふふうに考えています。ただ、目的が例えば資源物を集めてそれをどうだとかというと、少し内容が違ってくれば、それは別々の入札になると。先ほど、不燃、資源、まとめてですけれども、それは一緒にできるというものに對してです。中には別の当然違う形の入札をしなければいけないというのはございます。ちょっと担当のほう詳しいので、中身については担当のほうにもう一度お答えしていただきます。

それと、今可燃の業者というのは、今町内2社ございまして、そこに随意契約をしているというのが現状です。ただ、やはり随意契約もいろいろ課題があつて、何とかそれを入札に変えられないかということで今考えておりまして、新しい年度からはできるだけまとめられるものはまとめて入札をしていこうと。ただ、入札の対象業者するというのは、これからの課題になってきます。

したがって、その辺は、今までの経過もございますので、余り無理なことは当面考えていけないのではないかなと。将来は、近隣の町村もいろんなことをやってきておりますので、それらの推移を見ながら、いずれはということも考えておりますけれども、当面はまとめられるものはまとめて入札をしてやっていきたいということでございます。まとめられるとかという点について、担当のほうからもう一度お答えをさせていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 まず、4つの可燃物収集運搬事業、それと不燃物収

集運搬事業、資源ごみ収集運搬事業、粗大ごみ収集運搬事業、この4つの事業を1つにまじしたと。これを小川地区衛生組合に運搬を。それと、資源物収集運搬事業につきましては紙と衣類ということで、これは別にまた発注するような形になります。紙、衣類につきましては売却代金が発生いたしますので、その売り上げた金額が町のほうに来るわけですので、そういうふうな契約の方法をとりたいと思っております。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 仕組みがよくわからないのですけれども、この1つにまとめたというのが、さっき言ったように、入札の手数料というかそういうものが減るので、幾らか費用が減るのかなというふうに私とったのですけれども、そうすると今までと内容的には同じような契約になるのかなというふうに思うのですけれども、だから一括してしまったというのがどうもよくその理由がわからないのです。そういうふうにそれぞれのごみの入札をやるのでしたらば、今までどおりの予算にしないのか。何か管理がこれをまとめてしまうと雑になるのではないかなというようなそんなことも感じるのですけれども。随契から入札にするためにまとめたということはどうもよくわからない。まとめなくても入札はできるのではないかなという感じがするので、その辺についてはどうですか。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 いろいろ考え方があるかと思うのですけれども、先ほど私が申しあげましたように、今入札全体をどうしていったらいいかというのを全庁で考えています。そういう中で、できるだけまとめて発注できるものは発注をして、随意契約からできるだけ入札方式に変えていこうというのが基本です。

したがって、先ほど申しあげましたように、いろんな事業を1個にするというのは、それはいろんな考え方がありますけれども、基本的には、今言うように、入札に手数料は別にかかりません。ただ、当然職員の手間だとか、あるいは業者から考えても、やっぱり契約書をつくったりとか、それは5本のものが1本になれば、それはそれなりの町もその辺のメリットもありますし、請負側もメリットがあるというふうなことです。ただ、まとめたことによって、今管理がどうだとかというものについては、きちっとそれなりの対応はとっていきたいと思います。基本的にはそういうことで、ぜひご理解をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○柳 勝次委員 了解。

○河井勝久委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 零時10分

再 開 午後 1時28分

○河井勝久委員長 会議を開きます。

それでは、質問のある方どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 45 ページのアライグマ個体分析調査業務委託金が 31 万 7,000 円になっているのですけれども、アライグマは非常に大変で、環境課の事業を物すごく難しくしていると思うのですけれども、実態として今のアライグマ、昨年は6月か9月に補正があつて、多分臨時職員をという形があつたと思うのですけれども、結局アライグマのための臨時職員はとれなかったのです。そして、今回もまた出ていないのですけれども、今回の環境課の仕事というのは環境基本条例を制定するということで、とても集中して業務をしなくてはいけない部分もあると思うのですが、アライグマ対策とそれがうまく競合するというか、できるような形になっていくのか。臨時職員は 22 年度は計上されていないので、そこら辺はどうなのかなと思ひまして伺います。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 お答えいたします。

アライグマにつきましては、過去の実績からちょっと申し上げたいと思います。平成 18 年度、57 頭、平成 19 年度、54 頭、平成 20 年度、75 頭、平成 21 年度、きのう現在まで 107 頭、捕獲されております。それで、午前

中に捕獲されたものをとりに行きまして、それで午後、獣医さんのところに持っていくというふうな仕事をしております。6月に補正をお願いしまして臨時職員の賃金をしましたけれども、その後猟友会とかいろいろなところをお願いいたしましたが、なかなか時間的なものがありまして、頼めるような状況ではありませんでした。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 多分繁殖力がとても強いみたいで、アライグマはだんだんふえるかなと思うのですけれども、そうすると事業との兼ね合いで環境課の事業はすごくやりにくくなるかなというのがとても気になっているのですが、そのところについてどのような対応をなさるのか伺いたいと思うのですけれども。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今課長のほうからお答えしましたように、21年度に途中で賃金をお願いをして探したのですけれども、結果的には見つからなかったということなのです。いろいろ車をどうしようとか、実際に対応もできた面もありますけれども、今議員お尋ねのように、年々頭数がふえているということで、環境課の一つの事業の中ではかなりの時間を職員が割いているというのは事実です。

したがって、今後の推移もあるかわかりませんが、人事のほうでどう対応できるか、あるいはそういうのはなかなか難しいとなれば、また改め

て賃金なりお願いをして、適当な人を探してやっていかざるを得ないような形になるのかなというふうに思っておりますけれども、今後その辺については柔軟に対応をしていきたいなというふうに思っています。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、環境課、上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時33分

再 開 午後 1時34分

○河井勝久委員長 続いて、産業振興課、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

質問ある方どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 初めに、129 ページの労働総務事業の中の連合選挙の福祉協議会補助金、これ何回か前にも質問しておりまして、これは廃止が望ましいということであったわけです。廃止が望ましいと言って、もう何年ぐらいたちますか。3年、4年ぐらいたちますか。一向に廃止にならない。額が減っていけば、まだ努力しているなというのが見えるのですけれども、この額

の減額とか、一気に廃止になるのか、そういう方向をつけられないのかどうか伺いたいと思います。

それから、その下の勤労福祉会館ですけれども、これはいつごろまで使えるのでしょうか。参考までに伺いたいと思います。

それから、141 ページ、まず管理センターの関係ですが、このお金が 13 万 6,000 円のマイナスになっていると。これは指定管理になった関係でマイナスになったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

それから、その下の電波障害の関係ですけれども、これは総括でやるつもりなのですけれども、件数が何件だったのか。私のメモが多いので、ちょっと説明いただければと思います。

それから、消費者行政推進事業、消費者被害を防ぐための啓発及びトラブルなど云々と、これが拡大をされたのだということですが、具体的なことでは何で拡大されたのか。伺えればと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 それでは、お答えします。

141 ページの昨年度と比べて 13 万 6,000 円の関係なのですけれども、これにつきましては、全部が委託ということではありませんので、中に火災保険だとか、町にまだ残る部分が、共同ケーブルの専用だとか、そういうものが若干残る関係がありますので、その減額ということになっております。

それと、電波障害の関係の件数なのですけれども、28 件が予定されているというものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 連合埼玉の関係につきましては、町長のほうに答えていただきますので。

まず、勤労福祉会館ですけれども、4月、5月、2カ月分の使用ということで、予算のときには計上させていただいております。5月いっぱいまでの使用ということで予定をさせていただいております。

それから、消費者行政の関係なのですけれども、この関係につきましては、今年度までが週1回の相談業務で実施をしていたのが、来年度から週4回の計画で予算計上をさせていただいております。

それで、3回分につきましては、国、県のほうから補助を 175 万 2,000 円、新規に増加する分につきましては、補助をいただいて事業を進めていくというような形で計画をさせていただいております。

今までの相談の件数等なのですけれども、年間で 25 件ぐらいの相談、50 回ぐらいは相談窓口は開いているのですけれども、25 回ぐらいの相談の件数になっております。それで、県等の指導で、回数が少ないから相談も少ないのではないかとということで、今回県というか農水省の関係ですか、それが相談回数をふやしてやることで指示が来て、今回ふやさせていただくよ

うな形にさせていただいております。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、129 ページですか、連合埼玉についてお答えさせていただきます。

この連合埼玉の件では、毎年川口委員さんからご質問いただいているのですけれども、その都度お答えをさせてきていただきましたけれども、この金額というのは、広域の中いろんな、ここにも補助金幾つもありますけれども、この同じようなもの、教育から、福祉からいろんなものを含めて見直しをやってるわけですが、この連合埼玉の、うちのほうの場合には4万2,000 円ですが、東松山市だとか吉見、川島というのは、もっと額がすごく大きいのですよ。それをすぐ切ってなくすとかということというのは大変難しいということなのです。そちらが減額なり、減らすなり、なくすなりということができない状況の中で、嵐山町だけということもこれできませんので、そういう意見は出しているのですけれども、なかなかその方向に進まないというのが現状で、今年も昨年と同じような形で流れてきてしまっている。ここにもありますように、労働関係団体、諸団体にこういう形で今までお付き合いをしてきているということがありまして、嵐山だけなかなか抜けられないというので、今年もつけさせていただいたという状況でございます。ぜひご理解いただきたいと思います。

○河井勝久委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 2点ほど質問いたします。

最初に、¹⁴¹ ページの中小企業の近代化資金利子補給補助についてなのですが、これは商工会に事務をお願いしてるというふうに思います。私も大体内容はわかるのですが、事業の規模によって、借りた金額において、その利子の補給される金額は大きく変わってくると思うのですが、前は最大7万円だったと思うのですが、今は幾らぐらいなのか。借りた金額が少なければ少ないわけですが、一番少ない方でどのぐらいになっているのか、お聞きしたいというふうに思います。

それと、同じ¹⁴¹ ページの、今川口さんが質問しましたが、消費者行政の推進事業なのですが、何が拡大されたかということでもうお聞きになられていますから、大体内容はわかったのですが、週に1回だったですよ。週に1回のそれを回数をふやしていく。それで、いろんな相談があると思います。訪問販売なんかのあれが最近は多いのではないかなというふうに思うのですが、クーリングオフみたいなそういうことまで相談する方はいろいろアドバイスをいただいているのかどうか。ただ聞くだけではなくて、いろんなことについて指導をなさっているのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、中小企業の近代化資金の関係なのですが、21年度分なのですが、借り入れをしている方が63名で147件の借り入れがあります。それで、支払いの利息として、147件の借入金額についてはちょっとわからないのですが、利息分なのですが、3,019万3,071円で、それで町のほうから利子の補給をしているのが100万円の利子補給をさせていただいております。それで、限度額が5万円に定めさせていただいています。前は7万円だったので、21年度については5万円。それで、一番低い方が280円の利子補給になっています。

それで、5万円の限度額の人が9名おります。特にこれからどうしていったらいいのかというか、大きく借りている人は力のある人がうんと借りているのかなというふうに思うのですが、それでその利子補給についても、少ない借り入れというか、そういう人にもうちょっと手厚く助成ができればいいのかなというようには思っています。どういうふうにやっていいかというのが難しいかなとは思いますが、そんなふうには思っております。

利子補給につきましては以上で、あと消費者の相談の関係ですが、相談員さんとかは、今の現状ですと金曜日に週1回で相談業務に当たっていただいております。それでいろんな相談があつて、相談員についても資格を持っている人が相談をしていただいておりますので、指導できるものについては指導していただいております。それで、指導できないものについては

川越の相談窓口を、国の施設になるかなと思うのですけれども、そっちのほうで難しい相談については当たっていただくような現状です。

以上です。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 利子補給の関係ですけれども、7万円だったのが5万円に下がったと。多分借りている方が多いので、7万円とすると、5万円借りている方が9名ということですが、長期で借りている場合は人数が変わっているわけではないと思うので、多分100万円以上かなり超えてしまったのだと思うのです。それで、結局100万円に抑えるには、上限を5万円ぐらいにしないと追いつかなくなってしまうと、多分そういうような考え方だと思うのですが。やはり5万円だとかと借りている方というのは、かなり大きな企業だとか、多額に借りてる方ですよ。事業能力が、返済能力もある方だと思うので、今課長さんおっしゃったように、最大のほうとしてももっと手厚く、最低280円ですか、借りている額が少ないからそういうふうなことになると思うのですけれども、もうちょっと手厚くできる方法があれば考えてみていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それと、消費者行政のほうの関係なのですが、難しい話には、川越のどんなところがあるのか教えていただきたいのと、資格というのは多分消費生活アドバイザーだとかなんとかというふうな資格がありますね、そういう方でやってくれるのだと思うのですが、その内容が複雑になってきたときに、その

川越のどんなところだかわかりませんが、
ちょくちょく川越にお願いするようなこと多いのですか。それとも町でお願い
している方で大体答えが出せているのかどうか。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 利子補給.....

○長島邦夫委員 そちら結構です。

○水島晴夫産業振興課長 消費者相談につきましては、県の機関で川越
の消費生活支援センターになるのですけれども、そちらのほうに難しい話と
いうか、お願いをしているような状況です。

それで、相談員の関係ですけれども、資格が消費生活専門相談員の資
格、これが独立行政法人の国民生活センターで出ている資格、それから消
費生活アドバイザーとして、これは日本産業協会の幾つかの資格があるの
ですけれども、それを持ってもらって相談に当たっていただいております。相
談員さんが来るときには、大体この場所で相談間に合ってるというのが現
状です。

○長島邦夫委員 結構です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

柳議員。

○柳 勝次委員 2点ばかりお聞きします。

57 ページの、ちょっと小さい数字で申しわけないのですが、その他の雑

入の中でポンプ施設への取水のため石代堰というのですか、要は南部土地改良区が負担するものと味彩工房が施設用地等を負担するものというので 23 万円あるのですけれども、昨年と同じなので、昨年聞いていたら忘れてしまったのでもう一度教えてください。何でこれが一緒になっているのか。これ別々にしたら幾らと幾らになるのか教えてください。

それから、135 ページに農業支援事業で 19 節の中に直売所農産物生産組合補助金、これも昨年と同じなのですけれども、この内容について教えていただければと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長、答弁。

○水島晴夫産業振興課長 まず、57 ページの 23 万円の内訳なのですけれども、南部の土地改良区から負担していただく電気料が 8 万 7,000 円、それから味菜工房の施設の用地等で負担していただくものが 14 万 3,000 円で計上させていただいております。

それから、次の 135 ページの直売所の農産物生産組合に対しての補助の 54 万 9,000 円の関係ですけれども、これにつきましては昨年も指摘をいただいたかなと思うのですけれども、土地の借上料の差額分について町のほうで負担をさせていただいております。それで、この関係につきましては、農協さんとも話はしているのですけれども、なかなか農協さんのほうでそこまでちょっと持ってくれないというのが今のところの現状で、今後もその

辺の交渉についてはしていきたいということで考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 雑入のほうの話は、これ何でというような話も聞いたのですけれども、一緒になっている理由がよくわからないのですけれども。何か意味があるかどうか。話聞くと、全然関係のない話のようなので。

それと、先に言われてしまったのですけれども、やはり昨年質問したのですが、憎まれ口になるかどうかわからないのですけれども、この生産組合のほうではなくて農協のほうへ。話を聞くと大体3億円ぐらいの売り上げがあつて、1割は農協のほうへですか、JAのほうへ入るという話ですから、3,000万入るわけです。ですから、自分たちで使っている土地なのですから、受益者負担というものの当然あるわけなのですから、3,000万にしたら54万でそんなに大きい数字ではないですよ。これはぜひJAのほうへ強力に言っていただいたほうがいいと思うのです。生産組合で負担するというと、これはちょっと問題がありますけれども、JAのほうへは、天下のJAですから、54万ぐらい影響ないと思うので、これやっていただきたいですね。どうなのですか、課長、答弁。わからないよとなったら、副町長か町長にお願いしたいのですけれども。

以上です。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 その他の雑入、これ何で一緒にしたかという関係ですけれども、これにつきましては、産業振興課で2つあったのを。そんなに意味はないのかなと思いますが、2つあったのを1つにまとめたという、今まで分かれてた部分をまとめたというような形になると思います。

それから、農協というか、直売所等の関係なのですけれども、今現在これ生産組合のほうに補助金が出て、生産組合から地主さんのほうに行ってるような形になっていまして、その辺が農協で全部持ってくれば生産組合の負担というのはないのかなとは思うのですけれども、これについては引き続いて交渉はしていきたいと思います。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 意味はなくてくっつけたというのはよくわからないのですけれども。私は、この南部土地組合と味菜が関係しているのかな、何かあるのかなと思ったのでお聞きしたのですけれども。これは書く手間が大変なので一緒にしたのかどうかわかりませんけれども、特に意味がなかったら、全然別個のものですから、これは別に書いていただいたほうがわかりやすいです。質問も出ないと思うのですけれども。ということを希望します。

それと、もう一つは、副町長、答えていただけたらいいですけども。今の話は収入、雑入のほうです、私が言ったのは。

○高橋兼次副町長 私も雑入のほうについて。

○柳 勝次委員 ああ、そうですか。それで、その土地代の補助ですけど

も、繰り返すようですけれども、これはぜひJAのほうにお願いしたいのですけれども、もし町長のほうで積極的にそういう考えがあるのかどうか。お答えいただければと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 答弁、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 まず、雑入なのですけれども、ちょっと見ていただきたいと思うのですけれども、52 から 53 にかけて、まず雑入というのがありますね。これは、例えばコピー代だとか、調査の何だとか、項目別にこれなっているのです。それで、先ほどご指摘の 57 ページの雑入はその他雑入ということで、表現が各課で、何というのですか、1つの欄に書いていこうという形がとったものでこうなったと。今柳委員おっしゃるとおりで、全く別なもので、今後表示の仕方をどうするか。このその他雑入のところではなくて前の雑入のどこへ項目別に入れるか、あるいはその他雑入のところに入れても説明のところをきちっと分けるというのは可能だと思いますので、今後それについては是正をさせていただきたいと思います。

それと、直売所の補助金の関係は、おっしゃることも我々はよくわかりますので、今後引き続き農協のほうと交渉していきたいと思います。

以上です。

○柳 勝次委員 わかりました。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

畠山委員。

○畠山美幸委員 137 ページの5の農地費の説明の2のところの農業用施設整備事業が、昨年は1,656万8,000円でしたが、今回2,759万円ということで1,000万以上多くここについているのですけれども、どのようなことをやるのか教えていただきたい。

〔「自分のところだよ」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 ああ、そういうことか。これずっとつながっているのですね。でも、答弁ください。

○河井勝久委員長 では、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 昨年と比べてふえている分につきましては、工事請負費の広野2区の深谷沼の親水公園の整備で2,500万円の計上をさせて、この差額分が、越畑の農道というか、水路の整備で、それで今年度のほうがかなり増額になっているということです。よろしいですか。

○畠山美幸委員 はい、わかりました。

○河井勝久委員長 では、ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 43 ページです。ここの地産地消、約二百六十何億ですか、2年目になっております。これが135 ページに雇用再生のふるさと推進事業に委託することになっていますので、今年2年目になるので、1年目を踏まえて2年目で1年目と同じようなことの内容になっているのか、新たに1年目

のことをさらに前進させていくような委託料になるのか、教えてもらいたいと思います。

それと、今畠山委員のおっしゃったところの 2,500 万の工事ですけれども、137 ページになります。イメージ的にあの周りがある程度どんな工事が施されるのか。わかったら教えてください。

それともう一つ。さっきの推進委員がありましたね、消費者関係の。あちらの人数は1人のままなのかどうか。その辺のところだけ確認させてください。

以上です。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、営農推進委員の関係ですけれども、これにつきましては、1人で同じ方をお願いをしていくような形で考えております。

この営農推進委員につきましては、当初の補助金との関係で3年間というのが約束の年数になっておりまして、2年については補助金をいただいて実施、あと1年については町のほうの単独の費用でということで約束をされた事業で、同じような考えで進めたいということで考えています。

特に、遊休農地等の関係につきまして、来年度はもっと県のほうからも補助金をいただきながら進めていければというふうには考えております。

それから、広野の深谷沼の工事の関係なのですけれども、工事につきましては、ため池の機能についてはそのまま守って事業を実施していくような

形で、特に今考えているのが、南側の道路が結構道路にクラックが出て沼のほうに陥没したりしているのですけれども、そこについて、今の計画ですと、72 メーターほど間知ブロックをやっていくような形で、あとは外周りに水に沿って歩けるような歩道的なものを考えて、今進めるような形で考えております。

それから、ネジについてもぐるっと回すような形で考えて、また詳細等ができたなら地元と協議をさせていただきながら決めていきたいということで考えております。

消費者相談員につきましては、週4回で4人の方に入っていただくような形で考えております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、お尋ねしますけれども、137 の広野の深谷沼の関係なののですけれども、1点だけ。ため池はそのままの状態でも今後とも使用したいということでしたけれども、今の沼そのもののヘドロみたいなもののさらうとか、そういうところまでは計画は工事の中にはないのですか。現状のままで、今答弁なさっただけで、ほかのことはやらないということでしょうか。それ1点確認。

引き続き、137 ページのただいまの質問しました下ですけれども、農地と水と環境保全ということで前年度並みの予算計上ですけれども、内容的に

は前年度、これは多分質問しているかわからないのですけれども、同じような計画であるのか、あるいはどのくらいの面積的なものを見込んでいるのか、その辺もう少し内容的に細かく教えてもらいたいと思っていますので、質問させていただきます。

以上、2点です。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、深谷沼のしゅんせつをするのかどうかということなのですけれども、今のところはしゅんせつについては考えてはいません。今の現状で若干工事で影響する部分についてはしゅんせつも出てくるかなと思うのですけれども、全体のしゅんせつについては考えておりません。

それから、農地・水の環境保全の関係ですけれども、この事業につきましては、前年と同じような形で事業については進めさせていただく考えであります。

それから、事業の事業主体については、町内の8カ所の推進母体がありまして、そちらで事業内容については検討していただいて進めるような形になっておりますので、町と県、国からの補助金はその事業主体のほうに渡って、その事業主体で内容については検討していただいて進めていただくような形になると思います。

それで、ほぼ全体の計画については当初から出ていますので、同じよう

な形で進めさせていただくような形にはなると思います。

以上です。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 ため池の関係ですけれども、しゅんせつはしないということですが、あそこかなり濁ってるというのでしょうか、汚れているといいましょ
うか、水質的にも。そういうようなものも要望みたいなものも。もちろん計画、
今ないということですから、出なかったのですか、地域からは。それ1点
です。

それと、その下の農地・水ですけれども、8団体の方が前年並みに事業
主体でやるということですから、その事業の内容の掘り起こしとい
うか、その関係する地権者でしょうか、そういう人たちについての連絡とい
うのでしょうか、こういう事業が本年度もありますよというようなものをどうい
うに知らせてるのか。そういうことまではしないで、団体の方たちが、金額内
容によって、自分たちがみずから中心になってこことここやりましょうとい
うような形で事業的なものはやっているのでしょうか。お願いします。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、深谷沼の関係ですけれども、しゅんせつ
の要望等については特には出ていませんでした。

それから、農地・水の関係なので、これにつきましては各実施
団体に区の代表の方、区長さんとか区長代理さん等に入っていて事

業については進めさせていただいているので、区というか、地元の方の要望も出されたもので実施をしているというふうにはとらえています。

以上です。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 ただいまの件なのですけれども、なぜかという、この件は意外と農村部のほうはかなりあるのです。そういうのどこへ連絡とつたらいいのでしょうかというようなお話もいただくことがありますので、どこが最終的に。個人的に要望もできるということですか、地域の人ということになりますと。ある面では区長さんを通じるのか、あるいはこの団体の長の方につながってもらうのか、その辺は関連をする地権者の人たちには、お知らせではないのですけれども、そういったようなところまでは去年度もそこまで聞かなかったと思いますけれども、してないのでしょうか。そういう計画はなくても実施してしまっている問題なののでしょうか。ちょっとその辺。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 特に、改良区、また改良組合がこの事業については主体になって実施をしていただいております、それで改良区の組合員の方には、総会等のときにこういう事業がありますということで通知等を差し上げていますので、改良区の組合員以外になるとちょっと。もともとの目的自体が農地等の保全のための事業ですので、改良区から離れてしまうと、そこまでは連絡というか、事業区域に入らないというか、なってしまいますの

で。

○松本美子委員 入っている中ですか。

○水島晴夫産業振興課長 だから、入ってる中では組合員の方には連絡は行っているとは思いますが。

○松本美子委員 すみません。わかりました。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

吉場委員。

○吉場道雄委員 では、135 ページ、フォローアップ事業なのですが、今年度、10 万ほどふえていますけれども、この内容をお聞かせください。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 昨年よりも 10 万ふえていますのは、耕作放棄地の解消対策事業として 10 万円の昨年よりも上乗せをさせていただいております。全体の内容ですけれども、生産組合、柿の種の助成で 30 万ほど、それからパイプハウスの助成で 11 万、それから特別栽培等の補助で 32 万 4,000 円、それから電気さく等の補助で 20 万、それから耕作放棄地の解消対策で 10 万円、トータルで 103 万 4,000 円の予算計上をさせていただいたものです。去年よりもふえているのが、耕作放棄地の関係で 10 万円の増額をさせていただいております。

以上です。

○河井勝久委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 このフォローアップ事業なのですけれども、新規就労者、また最近の就農者はどのくらいこれを利用しているかということと、耕作放棄地の関係なのですけれども、ただ1件に対して2分の1なのですけれども、どのようなやり方で10万円を補助しているのかちょっとお聞かせしていただけたらと思います。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 今年度、2件、南部の土地改良区内に新規就農するということで、パイプハウス等の補助で1件、それからあと將軍沢の田んぼの耕作等の関係で1件補助をさせていただきました。それで、新年度についても、何をしなくてはだめというのを決めないで、ある程度柔軟的な形で助成ができればということで、10万円の新規の作物の苗木とか、あとは耕運についても荒れてしまっているところを耕運するときにはかなり大変な費用がかかったりするので、その辺の助成というか補助もできればということで考えております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 国の戸別所得補償の関係なのですけれども、交付金は直接生産者のほうに交付されるということなので、町の予算的には出てこないと思うのですが、地域水田協議会を町がつくるというふうになるのだと思うのです。その部分が43ページの補助金なのかなというふうに思うのですが、

同時に歳出の部分では 136 ページに載っている部分がそうなのかなというふうに思えるのですが、米の戸別補償の関係で町に入ってくる地域水田協議会の設置に対する補助金というのはないのかどうか。この地域水田協議会そのものが、作付の目標配分だとかというものもここで決めるというふうになるのだと思うのですが、今度の戸別所得補償制度の関係では2つの柱があるというのがあると思うのです。1つは米の戸別補償モデル事業と、もう一つは水田利活用自給向上事業がそうだということなのですからけれども、この内容も含めてちょっと教えていただきたい。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 戸別補償と水田協の関係なのですけれども、今町のほうには水田農業推進協議会がありまして、そちらのほうで今までも補助金については受けてるような形で、一たんそこで受けて、各農家に配分をしていたような現状です。

それで、4日の日に関東農政局で説明に来てくれたのですけれども、また 18、19 に説明会やるのですけれども、嵐山町の場合にはブロックローテーションで動いてまして、その関係で関東農政局のほうに質問を今投げかけてあるのですけれども、なかなかはっきりしたものが今のところ出てきてないのです。また 18、19 までにははっきりさせてもらわないと説明もできないというような形になっていまして、なかなかはっきりしなくて申しわけないのですけれども、うちのほうも研究をしながら、また農政局のほうにも働きかけを

しながら進めていくような形で考えております。

それで、今度のものは農家に直接補助金を出すということなのですが、その辺が嵐山の場合にどういうふうにやっていくかというのが、まだ方向も出てないのが現状です。ちょっと回答にならなくて申しわけないのですが、けれども。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 例えば、米の戸別所得補償のモデル事業では、対象者が、1つは販売農家、それからもう一つは営農集団ということで、その販売実績がある農家に交付金を渡すというふうになっていると思うのですが、嵐山の場合は、例えば稲の作付農家というのは相当多いと思うのです。では、その作付した農家が全員今回の所得補償の事業の該当になるかというと、そうではないと。では、作付農家がどのくらいあって、対象農家がどのくらいあるのかというと、かなり今回の事業の対象になる農家というのは少なくなってくるのではないかなというふうに思うのです。確かに営農集団はそれでいいと思うのですが、個々の農家の場合は販売をしている農家と、それから共済、補償協会……

〔「共済」と言う人あり〕

○清水正之委員 共済に入っている人という限られた限定をされているのが対象になってきているわけで、では稲作をやっている人はもっと。そうすると、自家消費でつくってる農家については、今度の戸別補償については対

象にならないというふうになってくるわけで、その辺の把握というのができて
いるのかどうか。これ件数的には非常に少なくなってしまうのではないかな
というふうに思うのですが、それが1つです。

もう一つの事業も、水田利活用自給向上事業についても、これも販売農
家ということで、いわゆる昔で言ってる転作作物、今一番嵐山で多いのは麦
なのですけれども、それも販売をしている農家ではないと該当しないという
ふうになってくるわけで、あくまでも自家消費で苦労しながらつくっている農
家については両方の事業が該当しなくなってしまうというふうになるのだと思
うのです。違っていただたら言ってください。そうすると、この所得補償をつくっ
てもらっても、交付金を受けられる農家というのが非常に少なくなると思うの
ですが、その辺の対象把握というのができているのでしょうか。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 作付等の具体的な人数の把握等はまだしてな
いのですけれども。ただ、この間の説明でも10アール以上の人が対象、10
アールまでの人については自家消費という考えで対象にはならないというこ
とだったのです。ちょっとうちのほうもまだ勉強不足でなかなか。

それで、あと、今まで作付等してなかった人が、改めてここで1万5,000
円の補助が出るからするかというと、なかなかしないのかなというふうには、
ちょっと話の中でなののですけれども、そんなような状況かなとは思うので、そ
んなに対象者というのは多くはないのかなというふうには考えます。

それから、転作等についても転作に協力をしないと補助金も出さないとことなので。ちょっといろいろ研究をさせていただいて、農家のいずれにしても不利にならないような形で進めていきたいというふうには考えております。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 確かにこれから就農するっていう部分は少ないと思います。ただ、今自家消費だけでもつくっているという人たちはたくさんいると思うのです。確かに農協のライスセンターを使って販売するというのではなくて、そっくり自分のうちで消費をしますという形の農家というのは相当数いると思うのです。うちはそうなのですけども。だから、そういうふうになると、販売目的で米をつくっている人以外は該当にならなくなってしまうということになると、それこそ認定農家クラスではないと該当しないのではないかというふうに思うのですが。先ほど課長が言った10アール以上作付がしてあれば該当するということになるのだとすれば、もう少し枠が広がるかなというふうには思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 先日の説明の話で、10アールまでは該当にならなくて、それ以上は、農協の共済とかそれに掛けていけば該当にはなるという話だったのです。まだその辺がなかなかはっきりしてないのですけれども、その辺はこっちもよくまた勉強してやっていきたいとは思っています。

○清水正之委員 了解。

○河井勝久委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、産業振興課、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時43分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、都市整備課に関する部分の質疑を行います。

質問のある方はどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 35 ページです。住宅建築物安全ストック形成事業補助金ということで、新規に今回 180 万、国庫補助金来ました。これが 153 ページのほうに行くと思いますけれども、この耐震化促進事業の中で 360 万の委託料、どのような委託の内容になっていくのかということです、360 万。建築物耐震促進計画策定業務委託料となっていますが、どのような内容なのかということです。

それから、次のページめくっていただいて 153 ページですけれども、これ

が拡大されていまして、去年の補助、10 基、2分の1ということになっていますが、今回はこれを今度さらに補助金が倍になっているし、それから耐震改修費補助金というのがこれ 40 万ということで、2件で 20 万というような形で聞いております。それで、これも住宅耐震診断の補助を受けた方が対象になっていくのかとか、この補助金を補助していただくためにはどのような形が整われるといいのかについてお尋ねいたします。

○河井勝久委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 初めに、35 ページの住宅建築物安全ストック形成事業の補助金の内容でございますけれども、53 ページの委託料と関連があるわけございまして、委託料の 360 万の2分の1、180 万を計上しているわけでございます。

この業務の内容でございますけれども、これは建築物の耐震改修促進計画の策定業務ということでございまして、町内の建築物の耐震が促進されるような計画だということでございます。

それと、この計画があって、耐震の診断だとか、改修だとかそういうものが進められているというような計画を策定するわけでございます。これにつきましては、埼玉県では埼玉県建築物耐震改修促進計画ということで19年の3月に作成しているわけでございますけれども、それと整合がとれた形の嵐山町の耐震改修促進計画を立てていくというものでございます。

それと、この補助金の内容でございますけれども、これにつきましては

153 ページの住宅耐震診断費補助金ということで6万円計上してございましてけれども、これは2件分の費用を計上してございまして、この補助金の基礎になるものが嵐山町木造住宅耐震診断補助金要綱という要綱ができておりまして、これが平成 21 年の4月の1日から施行になっているものでございまして、これに基づきまして補助金を出しているというものでございます。これにつきましては2分の1の上限3万円ということで、3万円の2件分ということで6万円計上してあるわけでございます。

それと、耐震診断改修費補助金でございましてけれども、これを 22 年度から新たに策定いたしまして補助していくというものでございまして、これも2件分ということで、改修費の3分の1の上限 20 万ということで、2件分で 40 万計上しているものでございます。

この改修費補助金の内容でございましてけれども、これは耐震の診断を行って、一定の数値記入等ございまして、それが1以上であればオーケーなんですけど、それ以下のものについては改修する必要があるということで、改修の成果品ですか、それを添付してもらって始めるというような形になります。これはうちが考えておりますのが、嵐山町木造住宅耐震改修補助金要綱というものを作成しまして、4月1日から施行していきたいというふうに考えております。この数値の1というのが、これ震度6を基準にしてございまして、以上あれば、震度6以上の耐震に対応できるというようなレベルだそうでございます。この補助金につきましては、診断と同じように昭和 56 年の9

月の 30 日以前に建築された一戸建ての住宅もしくは併用住宅を考えているものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、151 ページのこの 360 万の委託料というのは、嵐山町に例えば 56 年の 3 月 31 日以前でしょう。

〔「9 月です」と言う人あり〕

○青柳賢治委員 9 月 1 日以前。

〔「30 日」と言う人あり〕

○青柳賢治委員 30 日以前のね。その建物をすべて対象にしてそういう促進計画をつくるよというようなとらえ方でいいのですか。

○河井勝久委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 この建築物の耐震促進計画の策定業務委託なのですけれども、これにつきましては建築物耐震改修の促進に関する法律というのがございまして、その法律の中にその計画を定めなさいよというような規約があるわけでございます。これは市町村は、基本方針及び都道府県の耐震促進計画ですか、それを勘案して当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を立てなさいというものでございます。これにつきましては、遅滞なくやりなさいというような形になっております。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 あともう一点です。例えば、この住宅の診断費の補助金があります、2件ということですから。当然去年やっている方もいますね、21年の予算で。それで、この住宅診断補助金3万円ですか、それと改修の補助金ということで同一の方が受けることも当然あるということで理解しておいてよろしいですか。

○河井勝久委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

これ 21 年度から診断のほうはスタートしているわけですが、21 年度につきましては、その補助の対象者というのが今回なかったわけですが、新たにここで 22 年度にその診断をして、それで改修をするというような方があらわれて対応できるような形にはなっております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 予算書の説明のときにあったのですが、ちょっとよく聞いてなかったの。147 ページの橋梁剥落対策工事なのですが、これどこなのでしょうか。

それから、そのページの一番下の生活道路整備事業、このうちのまちづくり交付金でやる事業、菅谷－東西線ほか2件。あと次のページもありますね。あと、菅谷－嵐山中央地区、あと2カ年でやり上げないといけないわけで

すね。予定どおりできるのかどうかを伺いたと思います。

それから、151 ページの嵐山駅東西通路の件ですが、この工事請負費が入っているのですけれども、どんな工事をするのか伺いたと思います。耐震化が課題になってきますから。

以上です。

○河井勝久委員長 田邊都市整備課長、答弁。

○田邊淑宏都市整備課長 147 ページの橋梁剥落工事の件でございますけれども、これどこかということでございますけども、今予定しております1,130 万の負担金の箇所でございますけども、これは広野下郷橋と、広野中郷橋の2橋を予定しております。

〔「関越自動車道」と言う人あり〕

○田邊淑宏都市整備課長 関越自動車道にかかる。

〔「関越のどの辺」と言う人あり〕

○田邊淑宏都市整備課長 これは、関越自動車道の広野地内の広野2区のところにかかっている橋があると思うのですが、あれが下郷橋になります。その上に上郷橋というのはあります。

〔「中郷橋じゃない」と言う人あり〕

○田邊淑宏都市整備課長 中郷橋というのがあります。

〔「上というのは滑川寄り」と言う人あり〕

○田邊淑宏都市整備課長 新潟寄りです。

全体では4橋あります。あと、越畑に2橋あるのですけれども。

それと、まちづくり交付金の関係でございますけれども、一応中央地区と北部地区ということで分かれているかと思うのですけれども、中央地区につきましては、19年から23年度までの事業として終わらせるというような計画でおります。

それと、北部地区につきましては、平成20年度から24年度までの5カ年で完成させるというような計画でおります。進捗なのですが、ほぼ予定どおり行っているのではないかというふうに考えております。

続きまして、151ページの東西連絡通路の関係でございますけれども、この関係の工事請負費だと思うのですけれども、これにつきましては、エレベーターのメインロープの交換をする工事でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 橋梁剥落の件なのですが、場所はわかりました。ありがとうございました。それで、ほかはどこかというのをここで聞こうと思っていて、越畑があるということなのですが、その越畑については何年度くらいまでにやるお考えなのか伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 越畑地区に2橋ございまして、これは愛宕橋と豎山橋という橋の名前がついているのですけれども、この2橋につきまして、

23 年度やればいいのかというふうに考えております。本当は4橋全部やりたいわけなのですけれども、かなり負担が大きいというもので、とりあえず滑川町に接した部分を先にやらせていただいて、その後は小川町に接した部分にやらせていただきたいというふうに考えております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 147 ページになると思うのですけれども、道路舗装事業なのですが、これは町長の施政方針におきまして、前年度からもそうなのですけれども、子供の通学路の歩道を主に整備することなのですが、通学路の舗装でいいますと、子供が、特に小学校の低学年なのですけれども、夏に帰るときに非常に暑いということなのです。子供たちは水筒を持っていくので、それで帰り真っ赤な顔をして帰ってくるので、熱の反射を何とか和らげるような舗装ができないかどうかというのと、道路空間の緑化というのがもう近々で必要かなと思うのですけれども、その点についての考え方というのがあるのかなというふうに思います。

次が、149 ページなのですが、道路照明灯のほうなのですけれども、設置費で工事請負費が 214 万円と、それから光熱水費で 1,440 万円になっているのですが、これはLEDを導入して少しでもCO2対策に向けることができなにかというので、それを伺いたいと思います。

最後に、153 ページなのですが、これは平沢土地区画整理事業の総事

業費は結局どのくらいになったのかということと、東原土地区画整理事業に関しても総事業費はどれだけになったのか伺いたいと思うのですが。

○河井勝久委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 道路の舗装というか、歩道の関係でございますけれども、確かに今、遮熱舗装というのですか、そういうものも都内では行っているそうでございます。これにつきましては、夏の路面の温度の上昇を抑制できるということで行っているそうでございますけれども、それをすると約10度ぐらい下がるのではないかという話は聞いております。嵐山町は、今後この辺についてどう検討するのかということでございますけれども、この単価がかなり高価なものでございまして、実際に歩道を舗設しますけれども、舗設した上に、その遮熱する塗料というのですか、それを塗って熱を抑えるというような工法でございまして、直接工事費で平方メートル当たり約4,000円から5,000円ぐらいかかるのではないかとというようなことを聞いております。かなり効果はあるらしいのですけれども、そういうような状況でございます。

今嵐山町で取り組んでおりますのは、歩道の舗装につきましては、今年度すべて透水性の舗装で歩道部については施工しようということで取り組んでおります。

この透水性の舗装にしますと、要するに雨の降ったときに、水はねというのですか、要するにたまりませんので、水はねがしないというようなことです。

それと、あと路面に雨水が滞留しないので、雨水による光の反射というのですか、乱反射が軽減するというような話を聞いております。それと一番は、浸透するわけでございますので、降った雨の抑制というか、少し軽減されるというか、側溝とかそういうところに放出される水が抑制されるようなことも聞いております。それと、透水性の舗装なので、若干空隙があるわけでございますけれども、空隙があることによって、多少はその辺の熱のこもるといとか、それが減るのではないかというような話を聞いております。

それで、嵐山町については、とりあえずそれを今年度からすべて対応していこうということで今取り組んでおります。

それと、緑化につきましては、極力緑化できるところについては緑化していこうというような考え方で道路の整備を考えております。

それと、照明灯の関係でございますけれども、LEDということでお話ございました。LEDの関係につきましても、今業者等も窓口に来て、こういういいものができたのだけれども使ってみないかとか、そういうことでPRには来ております。それと、試験的につけてくれということで、器具をつけてほしいとかそういう話も受けておりますので、その辺については積極的に考えていければいいのかなとは思っております。

それと、平沢と東原の区画整理の関係でございますけれども、総事業費がどのくらいになるのかなということでございますけれども、東原につきましても、もう工事のほうが大分煮詰まってきましたので、その辺については総

事業費そのものは大体どのくらいになるかというのが見えてきたような段階でございます。

それと、あと平沢につきましても、今 26 年までの事業計画の総事業費で行っているわけでございますけれども、大分事業のほうが煮詰まってきましたので、この辺で事業計画の変更というのを考えておりまして、その変更するときには当然総事業費、また施工期間等を調整しながら計画を立てていくわけございまして、近いうちに総事業費そのものを積算して事業計画のほうにつくっていききたいなというふうな形で考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、都市整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎散会の宣告

○河井勝久委員長 本日はこれにて散会いたします。

なお、あしたは1時 30 分からです。ご苦労さまでした。

(午後 3時07分)